

## 徳川幕府の旗本の持参金養子に関する一考察

——江戸時代前中期を中心に

姜 鶯 燕

はじめに

日本の伝統的な家族は「家」によって代表される直系家族である。中国の大家族の構成原理が兄弟姉妹の連帯であるのに対して、日本の家は父―息子の継承線で構成される。実子または養子が後継者として家長の地位を継承する。<sup>1)</sup>

近世の武士階級の家では、家長の地位の継承とともに俸禄の世襲もなされていた。後継者不在による世封の召し上げは、すなわち家の断絶を意味する。家の存続を維持するために、養子制が必要とされた。養子が養父の血縁者であるかないかは特に問題にならないし、実際に、全くの他人を養子に迎えても社会的な抵抗がない。<sup>2)</sup>事実上、血縁関係に拘束されることなく幅広い範囲での養子選定が認められていた。とりわけ、異姓養子は日本近世の武家を再生産する重要な

つ不可欠な仕組みの一つであった。<sup>3)</sup>

長門国清末藩の藩士を分析対象とし、武家の養子制と階層移動について数量的分析を行った磯田道史は「日本の養子制度は、強い俸禄・家格の世襲制と組み合わさって、階層移動を極少化し、基本的には、世襲身分制社会の安定装置になっていたと考えられるのである」との結論を出したが、「重要な例外を可能にした点では、養子の階層流動化機能は評価されてよい」と述べられたように、個人レベルの移動が皆無ではなかった。<sup>4)</sup>

身分移動の方法の一つとして「御家人株」の売買が挙げられる。江戸幕府の幕臣である御家人の身分は物権化されて売買の対象となり、「御家人株」と称された。たとえば、幕末勘定奉行として活躍した川路聖謨は卑賤の出自であったが、御家人である「御徒」の株を買って異例の出世を遂げた人物として知られている。

御家人株の売買については、馬場憲一<sup>(5)</sup>、樋口豊治<sup>(6)</sup>、吉岡孝らによる一連の研究が挙げられる。いずれも八王子千人同心を対象とした研究であるが、八王子千人同心株の実態が明らかとなった。各藩の下級武士にも売買対象となる株があった。旧尾張藩御手筒同心の家で生まれた新見吉治は著書『下級士族の研究<sup>(8)</sup>』の中で、尾張藩御手筒組の同心株譲りの事例を挙げている。

御家人には、譜代身分と一代抱え身分の区別があった。一代抱えの御家人の場合は、養子縁組の形式を取らなくても身分の売買が可能であった。一方、旗本や譜代御家人の場合は、買い手が売り手と養子縁組を結ばなければならなかった。いわゆる「持参金養子」という形式で身分の売買が行われていた。持参金目当ての婚姻・養子が幕藩制社会の最上流階級に属する大名家においても公然と行われていた。<sup>(9)</sup>

武士身分の売買の対象は一代抱えの御家人から譜代御家人へ、そして下級旗本まで広がったという指摘<sup>(10)</sup>があったが、旗本を対象とした実証研究はほとんどなされていないのが現状である。旗本の履歴や家族構成を調べるのに、『寛政重修諸家譜』(以下、『寛政譜』と略称する)という史料がある。『寛政譜』は江戸幕府が幕臣を対象に寛政年間(一七八九〜一八〇二)に編修し、文化九年(一八一二)に完成させた系譜集である。小川恭一は、武士身分の売買について『寛政譜』を検討し、実子を隠し、素性の疑わしい者を養子に迎えたこ

とで処罰された旗本の事例がいくつか存在したことを理由に、御目見以上の旗本には、御家人株のような庶民の売買はないとの見解を示した。<sup>(11)</sup>

確かに、持参金養子は幕府の取り締まりの対象であったが、旗本身分の売買を処罰したと思われる記録が『寛政譜』に存在することは、旗本身分の売買が行われていなかったことの根拠にならない。『寛政譜』は各大名家・旗本家からの提出記録をもとに、校訂・編纂された幕臣の総合的な家譜集成である。幕府側からは「一罰百戒」の意があったとしても、幕臣からは隠蔽のために事実を報告しなかったことも考えられる。幕府に限らず、名古屋・金沢・仙台・松山・鳥取等の諸藩でも、持参金禁令が出されていた。摘発された偽籍養子は氷山の一角にすぎなかった。<sup>(12)</sup> ゆえに、旗本の身分売買はなかったとは言いきれない。

とはいえ、偽籍して旗本の身分を買った者が摘発されると幕府から重い処罰を受けるのも事実であった。このような不正養子がどのように行われ、そしてどのような経緯で処罰に至ったかという過程は養子による身分移動の可能性を考察する上で極めて重要である。そこで、本稿では、第一、幕府の養子に関する法令の変遷を辿りながら、幕府の方針を確認し、第二、旗本の持参金養子が処罰された事例を分析し、不正養子の実態を明らかにする。また、養子制と身分移動の関係性についても検討する。

## 一、幕府の養子規定

江戸時代を通して、嫡男への相続は家督相続の大原則であるが、実子のない場合には、養子による相続も認められた。江戸幕府は中世末から続いている「出願＝許可制」で家臣の親族関係を監視する姿勢を取っていた。幕臣は養子・婚姻などの新たな親族関係を成立させるためには、幕府の許可を得なければならなかったのである。

近世の養子制について、中田薫は「徳川時代の養子法」の中で、養子の目的・種類・条件などについて法律的な面から詳細に論じている。中田薫は、宝暦十年（一七六〇）三月の書付に、「御家人町人縁組養子、決而不相成儀」という一条を根拠に、御家人といえども、町人を養子にすることが許されなかったと指摘している。<sup>(13)</sup> 武士の養子は武士身分に限ってやりとりされる。町人・百姓などから武士への養子は法令によって禁じられていた。町人・百姓と武士との養子のやりとりを禁じる法令は諸藩にもみられる。大竹秀男によれば、宇和島藩（伊達家）では、元文五年（一七四〇）二月に家中武士が、町人・百姓を養子にすることが禁じられ、寛保三年（一七四三）には、たとえ近親者でも、これが許されなかったという。<sup>(14)</sup> 鎌田浩は、江戸時代における武士養子法上の様々な規制の中で、最も重要視されているものとして、①身分的規制、②族縁的規制、③勤務奉公上の規制の三点を挙げている。<sup>(15)</sup>

ここでは、幕府の法令の中から、養子縁組に関する法令を抽出し、身分的規制を中心に幕府の方針について検討する。

寛永九年（一六三二）九月の「諸士法度」の中で養子跡目の項目で「勿論筋目なきもの御許容有ましき也」と記されているように、「筋目」が養子の基本条件であった。寛永十九年（一六四二）十二月に、幕府は養子跡目について、それまで申請があれば許可してきたが、今後、養子となる者の先祖を調べ、筋目のない養子については、家督相続を認めないとした。<sup>(17)</sup>

寛文三年（一六六三）八月の「諸士法度」では、養子の選定順位が「筋目」のように具体的に規定された。

同姓之弟同甥同従弟同又甥并又従弟、此内を以、相應之ものを可撰、若同姓於無之は、入贅娘方之孫姉妹之子種替り之弟、此等之者其父之人柄により可立之、自然右之内にても、可致養子者於無之は、達奉行所、可受差圖也、<sup>(18)</sup>

鎌田浩は「第一順位は同姓親類のうちで弟・甥・従弟・又甥・又従弟、第二順位は入贅および娘方の孫・姉妹の子・種替りの弟」と定められ、「それぞれの順位内においてはまた、右に記した順序が考慮された」と解釈している。<sup>(19)</sup> 中田薫によれば、ここの「同姓」は男系血族を指し、女系血族である入り婿および娘方の孫・姉妹の子

は「異姓外族」と称される。「同姓」のうち、弟・甥・従弟までは「親類」で、又甥・又従弟までは「遠類」に属する。<sup>20</sup>

親類・遠類および異姓外族の範囲内において、適当な候補者がいない場合は、「達奉行所、可受差図也」という規定があるが、鎌田浩は「初期においては、候補者を特定して出願し得る範囲は、同姓親では又従弟までであるが、異姓親では甥・姪にとどまり、他人養子に至っては出願権さえ認められなかった」と解釈し、他人養子について、「享保一二年には、『親類之内相応之者無之候ハ、御直参之二男三男又ハ弟など之内、取組候様ニ』命じ、他人養子を公認している」と主張している。<sup>21</sup>この主張に対して、服藤弘司は「他人養子出願を全面的に禁止するという厳しいものではなく、他人養子出願の場合は、まえもつて奉行所の内意を伺ったうえで、養子願を提出すべきことを命じた規定と解する」と異議を唱えた。

服藤弘司が指摘しているように、寛文三年令は他人養子を全面的に禁じるものではなく、同姓親類優先の原則を主張しながらも、他人を養子として出願する可能性を残した。ただし、他人養子の出願は、同姓親類や異姓外族に候補者がいない場合に限られる。勿論、親類・遠類などを差し置いている他人養子は認められなかった。血縁の繋がりのない他人は優先順位からみればかなり低いが、出願権が全く与えられなかったとは言えない。

同年の「御旗本御法度」に、「一嫁娶并養子之儀付て、貪たる作

法不可仕事」という一条が設けられ、幕府は旗本に対して財貨目当ての婚姻と養子縁組をやめるように注意した。幕府法では、同姓親が最優先されるが、実際の養子選定では、財貨目当てで優先順位を無視して養子を選ぶケースが少なくない。

幕府は、親類・遠類を差し置いている他人養子を取り締まるため、寛文八年（一六六八）八月二十八日に「御定之外之者養子願ニ付被仰渡」を発し、他人養子の出願手続きを強化した。

現在養子願之儀、只今迄ハ御定之外之者、養子に仕度と被申候仁有之候得ハ、其通書付、直ニ養子願之儀申上候得共、向後ハ御定之外之養子願仕候ハ、親類縁者御定之内、養子可仕者無御座候段、先願之儀申上得ニ御差圖を、其以後養子に仕度仁名書上候様にと、土井能登守殿被仰渡候以上、<sup>24</sup>

服藤弘司は、「この法令にいう『御定之外之者』とは、寛文三年八月令で、養子の順位として掲げられた第一順位第一位の同姓の弟以下、第二順位最後の種替りの弟までの、その順位が明記された者以外の者を指すことは疑いない。すなわち、この法令にいう『御定之外之者』とは、寛文三年八月令では、奉行所に願い出、指図をうけなければならなかった範囲の者であった」と解釈している。<sup>25</sup>

服藤弘司の指摘通りに、これは寛文三年八月令に定めた養子資格

外の者に関する規定である。以前、他人養子を願う際に、希望する者の名を書き記して提出させたが、今後、親類・遠類などの内に候補者が存在しないことを届け出ることが義務付けられ、許可を得た上で、はじめて希望する者の名が記された願書を提出することを認める。この改定でわかるように、親類・遠類がいる場合には、他人養子の出願が認められない。

十八世紀になっても、持参金の風潮がやまず、幕府法による優先順位が依然として厳守されなかった。宝永七年（二七一〇）四月十五日に公布された「武家諸法度」の中で、継嗣に関する条項に次の「附」が載せられている。

附、同姓の中継嗣たるべきものなきにおゐては、舊例に准して、異姓の外族を撰ミて言上すへし、近世の俗、継嗣を定むる事、或は我族類を問すして、其貨財を論するに至る、人の道たるかくのこことくなるへからず、自今以後、嚴に禁絶すへき事、<sup>26)</sup>

幕府は同姓親類優先の原則を無視し、もっぱら持参金によって養子を決定する風潮に対して、今後厳禁すべきと命じた。同姓親類に適当な養子候補がない場合には、異姓の外族も認めたが、同姓親類を差し置いての出願は認めなかった。しかし、同年七月の「覚」では、幕府は親類・遠類を差し置いての他人養子を容認するに至っ

た。

覚

親類遠類之内、養子に可仕者有之候處ニ、其者を差置、他人を  
 智養子ニ願候ハ、至其時吟味之上に、わけ立候願ニ候ハ、  
 親類遠類之内を差置、願之通他人を智養子ニ可被 仰付候、譯  
 ケ立不申願ニ候ハ、相叶申間敷事、<sup>27)</sup>

他人養子の出願は、親類・遠類の内に候補者が存在しないことを前提としたが、宝永七年令では、親類・遠類が存在しても、相応の理由があれば、他人を婿養子として出願することを認めた。幕府は特例として許可したものであるが、出願する側からみれば、以前より出願しやすくなった。

八代將軍吉宗が同姓親族優先の原則を継承した。享保四年（二七一〇）三月二十五日に公布された養子規定はつぎの内容であった。

(1)

養子願之儀、續無之候共、元來一家ニ而當時取替ニも致候程之内ニ而相應之者を可相願答ニ候間、向後ハ養子願之時、親類書差出候節、右一家之内存寄之者於無之ハ、其品書替可申事、

(2)

一人を養子ニ致候ハ、同姓之内養子ニ可致相應之者無之時之儀ニ候間、同姓を差置、他人を養子ニ願申間敷候、然共同姓之内養子ニ可仕筈之者、病身か又ハ何卒存寄有之ニおゐてハ、其譯を立、他人を養子ニ願候ハ格別之事、

(3)

一總而養子之儀、同姓相應之者を撰ひ、若於無之ハ、由緒を正し願候様ニとの事、御條目ニも有之候間、右ニケ條之趣彌相心得可申事、<sup>(28)</sup>

中田薫は「徳川時代の養子法」の中で、「養子の場合の同姓は元来男系血族を意味したものであるが、後世には血族関係が不明であつても、同一姓名を乗り、而も互に交際をなす間柄をも、同姓と称するに至つたため、同姓の中に、続有るものと続無きものとの、二を生ずることになつたのである」と述べ、第一条の「一家」を広義の同姓と解釈している。<sup>(29)</sup>

第一条では、続きが不明であつても、同姓の者で付き合ひもあれば同姓親類と見なされ、養子出願が可能である。ただし、養子を願う際に、提出しなければならない親類書にその事情を書き記すことは義務付けられた。

この法令について、鎌田浩<sup>(30)</sup>は、養子の選定範囲の拡大と主張しているが、服藤弘司は「吉宗が、この法令で強調しなかったのはむしろ

第三条で指摘された、およそ養子取組では、同姓優先の基本原則を厳格に励行し、血筋の繋がらない他姓養子は、あくまで同姓親族に適当者が存しない例外的な場合に限定すべきであるという点であった」と解釈し、「吉宗は、旗本にとつて、もつとも重視されている『武家諸法度』の規定(第一二条)を引用し、最近とくに紊乱の甚だしい養子制度につき、旗本に対し強い反省を促したというのが享保四年三月令の主たる狙いであり、少なくともこの法令は、従来の養子許可範囲を改定し、その拡大を凶らんとしたものではなかった」と指摘している。<sup>(31)</sup>

服藤弘司が指摘したように、幕府の狙いは養子範囲の拡大ではなく、由緒もない者を養子にするなどの不正がないように、同姓親類優先の原則を強調したに過ぎない。

第二条に、婿養子出願の際の理由について「病身か又ハ何卒存寄有之」という記述があるが、おそらく奉公困難の者に対する配慮から他人養子を許可したのであろう。しかし、「病身」と偽つて他人養子の許可を得ようとする者もいたと思われる。

享保十二年(一七二七)に、畔柳助九郎組の御中間高橋吉大夫が持参金目的で実子を排除して養子契約をしたとして幕府に処罰された。この一件をうけ、幕府は譜代身分の幕臣に対して、金銀に基づく養子契約をしてはいけないと厳重に注意し、役人に対して今後怠りのないように養子を審査するように命じた。達しには「尤養子取

組候義ハ、親類之内相應之者無之候ハ、御直参之二男三男又ハ弟  
 など之内、取組候様ニ<sup>32)</sup>とあるように、この法令の目的は、幕臣同  
 士の養子縁組を励行し、町人・百姓など素性の疑わしい者を養子に  
 迎えるなどの不正を糺すことである。金銀に基づく養子契約につい  
 て、一代限りの「御抱席」の者は、「各別」として取り締まりの対  
 象から除かれている。

享保十八年（一七三三）の達しでは、出願者の親類であれば、陪  
 臣・浪人から幕臣への養子は認められた。つぎに掲げるのは、その  
 内容である。

【四月令】

他人養子ニ仕候儀、陪臣浪人の子御直参ニ親類有之候共、御  
 直参筋之者ニて無之候ハ、難叶候<sup>33)</sup>、

【十月令】

(1)  
 他人養子仕候儀、陪臣浪人の子御直参ニ親類有之候共、願候  
 當人之親類ニて無之候は、難叶候、

(2)

續ヲ以手前え養子願候事  
 一陪臣浪人ニても、妻之従弟違又従弟等ハ養子願取上候事<sup>34)</sup>、

四月令では、江戸幕府は幕臣の他人養子になるべき陪臣・浪人の  
 子は、幕臣の筋目のものでなければならぬと規定した。たとえ幕  
 臣に親類がいても、出願者の親類でなければ、陪臣・浪人の子を他  
 人養子として出願することが認められない。十月令では、出願者の  
 妻方の親類についても認めることにした。

この規定は後に、元文元年（一七三六）九月、同年十月、宝暦七  
 年（一七五七）十一月の三度にわたって修正され、父方の又従弟ま  
 でと限定された。元文元年九月令では、幕府は「畢竟御直参之次男  
 三男等片付之ため<sup>35)</sup>」という理由で、妻方の親類からの養子を不許可  
 とした。幕府は養子先が見つからず幕臣の二男・三男が増えた状況  
 を重く受け止め、幕臣の二男・三男の養子先を確保するために、陪  
 臣・浪人からの養子を制限したのである。同年十月の達しでは、  
 「願候當人之親類と有之は、又従弟迄之事候<sup>36)</sup>」と、親類の範囲を又  
 従弟までと限定した。さらに、宝暦七年十一月の達しは、「向後は  
 實母方之續ニては、陪臣浪人は養子願難成候<sup>37)</sup>」とあり、それまで認  
 めていた母方の親類からの出願を不許可とした。明和六年（一七六  
 九）十二月二十九日令<sup>38)</sup>では、元文元年十月令に定めた父方親類の範  
 囲である「又従弟迄」について、「尤又甥も右同様之事」として  
 「又甥」も含まれる旨を示している。

鎌田浩は、陪臣・浪人から幕臣への他人養子を容認した享保十八  
 年（一七三三）令、元文元年（一七三六）令を親類に限つての身分

規制の緩和として捉え、宝暦八年（一七五八）の御目見以下から以上への養子規定についても、幕府の緩和策として解釈している。<sup>(39)</sup>

確かに、享保十八年に出された陪臣・浪人からの養子を容認する規定により、身分規制が緩和されたといえる。しかし、宝暦八年令については、緩和策として捉えるのは間違いである。宝暦八年十一月令の内容はつぎの通りである。

御目見以上之者え、只今迄は 御目見以下よりも養子相願候得共、向後 御目見以下よりは親類之外他人養子は難成候、

但、右親類と有之は、又従弟迄之事候、<sup>(40)</sup>

幕府はそれまで許可していた御目見以下から以上への養子縁組を規制し、親類のみ許可した。これは、親類優先の原則と身分規制を両立させるための折衷策であろう。その狙いは親類優先の原則を強化するためではなく、御目見以下から以上への養子を規制するためである。同年十一月には、御目見以下の御家人でも上下格の者であれば、禄高の低い御目見以上の旗本の養子となることが許された。

持参金養子を禁じる幕府の法令は幕末まで続いた。安永三年（一七七四）、天保七年（一八三六）と嘉永六年（一八五三）の三度にわたって出されているが、功を奏しなかったことは言うまでもない。天保七年の法令では、養子縁組だけでなく、女子縁組をも禁止の<sup>(41)</sup>

対象とした。さらに、嘉永六年の禁令は、今後の養子縁組は持参金なしで行うように命じた。<sup>(42)</sup>

以上、幕府の養子規定の変遷を辿ってきたが、そこに示される幕府の方針をつぎのようにまとめる。

近世の武士養子法には同姓親類優先と身分相応の二つの大原則があるが、時代が下るにつれ、これらの原則が緩められていった。

江戸初期において、養子選定の順位は、①同姓親類、②同姓遠類、③異姓外族となっていた。この内に適当な者がいない場合においては、他人養子の出願も許可された。十八世紀に入ると、親類・遠類が存在しながらの他人養子の出願が容認されるようになった。幕府は同姓親類を第一順位と規定しながらも、特例として血縁の繋がりのない他人養子の出願権を大幅認めた。結果的には、養子選定における同姓親類の絶対的な優位が低い選定順位にあるはずの他人養子の出願権の質的变化によって失われていった。

身分相応の原則について、江戸初期と中期では大きな違いがみられた。幕臣は幕臣同士でしか養子縁組ができないという初期の身分的規制は、享保期を境に陪臣・浪人からの養子を容認したことで緩和された。幾度かの改正により、最終的に父方の又従弟までの親類に限られたとはいえ、陪臣・浪人から幕臣への養子の道が開かれたことは紛れもない事実である。

## 二、諸旗本家の処罰事例

幕府による禁令とは裏腹に、持参金養子が流行し、幕府が定めた同姓優先や身分相応の相続原則が守られなくなった。それにより、御家人株のように、百姓や町人など非武士身分の者が武士の家を継ぐことも可能となった。しかし、元の身分のままではできないので、偽籍が必要であった。大名家ですら幕府の養子規定を厳守していなかった。大森映子は著書『お家相続―大名家の苦闘』の中で非公的な相続を成立させるために系図上の操作を行った事例を多く取り上げている。<sup>(43)</sup> 近親者を偽るのに、「入子」という偽籍の方法がある。

一般的には、若くして亡くなった実子の代わりに、他人の子をそつと入れ替えることが多い。大名の当主が十七歳未満で亡くなった場合には、末期養子が許されず、家の断絶の可能性が高かった。そのため、亡くなった実子の代わりに養子を迎え、さも実子が生きていたかのように「入子」を利用した。家の断絶を避けるために用いられたこの「入子」という偽籍方法は身分売買を目的とする持参金養子にも利用された。なぜならば、持参金養子は幕府から許可を得て成立する公的な養子縁組ではなく、私的な養子契約であるからである。

以下は、不正養子の存在が確認できる旗本の処罰事例をみていくことにしたい。

### 1、寛文年間の処罰事例

まずは、明確に持参金養子とは証明できないが、その可能性も排除できない事例を養子の身分の問題を考える上の参考として挙げる。寛文六年（一六六六）十一月二十七日に、賭博の罪で多くの幕臣が幕府に処罰された。納戸番の梶川三左衛門、大番の梶川甚五左衛門と小普請神保弥兵衛の三人は遠島に処せられ、小普請の岩間勘左衛門は子の八十郎と六十郎と共に斬罪に処せられ、神保弥兵衛の子弥三郎、小普請の五十嵐兵左衛門、朝比奈甚左衛門の三人は追放となった。<sup>(44)</sup>

この一件で、梶川三左衛門は養子左門を実子と偽り、神保弥兵衛も養子弥三郎を実子と偽ったことが発覚した。『寛政譜』によれば、梶川家と神保家は両方とも徳川家康の時から臣従した旗本の家柄である。梶川三左衛門の養子左門は賭博の罪に問われなかったが、三左衛門の実子と偽ったことが露頭したため、津軽越中守信政に預けられた。左門の出自について、「実は某氏の男」<sup>(45)</sup>と曖昧に記されていることから、旗本の養子に相応しい身分でないことが窺える。

一方、追放となった神保弥兵衛の養子弥三郎は寛文元年（一六六一）六月八日に四代將軍徳川家綱に御目見をし、寛文三年（一六六三）十一月十九日に大番に列している。<sup>(46)</sup> 神保弥兵衛が弥三郎を養子にしたのは寛文元年六月八日以前のことであると考えられる。なぜ

ならば、御目見は旗本が將軍に謁見する儀式であり、その後の入れ替わりは難しいと思われるからである。『寛政譜』では弥三郎の出自に関する記述が見当たらない。

左門と弥三郎の二人は旗本家の存続のために「入子」になったという可能性は全くないとは言いつてもいいが、由緒正しい身分である証拠も存在しない。つまり、素性の疑わしい左門と弥三郎は持参金によって養子となった可能性がすてきれない。

## 2、元禄年間の処罰事例

『徳川実紀』元禄十四年（二七〇二）二月十八日条に、持参金養子に関する記事が載せられている。

○十八日小十人組三浦十郎兵衛某養子の事により。上を偽り欺けるのみならず。財寶を貧りし<sup>(47)</sup>として遠流せられ。新番高木六兵衛某。高木左太郎某これを周旋せりとして。同じく遠流せらる。

其他連累のもの多し。六兵衛某が子源右衛門某は寄合山名彈正隆豊に預らる。左太郎某子新次郎某。藏之助某は九鬼万之助隆直に預らる<sup>(47)</sup>。

小十人組の三浦十郎兵衛は持参金養子をしたとして遠島に処せられた。新番の高木六兵衛と子の左太郎は、三浦十郎兵衛の養子縁組

を仲介したとして同じく遠島となった。

『寛政譜』の「高木六兵衛」の項によれば、浪人星野八左衛門は子の万五郎を三浦十郎兵衛の養子にするため、万五郎を松平大和守の家臣小笠原次郎兵衛の三男と偽った<sup>(48)</sup>。

この偽籍工作から読み取れることは、元禄十四年には、浪人の子を旗本の養子にするのは違法とされたが、陪臣から旗本への養子は許可されていたということである。

## 3、享保年間の処罰事例

(1) 享保十九年（一七三四）四月七日の処罰事例

江戸時代の人物や風俗や制度を知るのに、随筆を参考資料として取り上げることができる。三田村鳶魚が編纂した『未刊随筆百種』の中に「楓林腐草」という随筆が収録されている。作者は楓林子という人物である。この随筆について、明治時代の国学者である坂田諸遠（一八一〇～一八九七）は「大に當時を察知するの準繩と見<sup>(49)</sup>つべきもすくなからず」と評価している。

享保十四年（一七二九）四月二十一日に、吉宗の御落胤と称して浪人を集めていた天一坊改行という山伏が幕府に捕らえられ、獄門になった事件が起きた。この一件の判決が「楓林腐草」の中で詳細に記されている。

それだけではない。持参金養子に関する判決の記録も残されてい

る。

覚

江戸払	浪人	伊藤佐太夫
諏訪若狭守組	遠島	亀田弥一右衛門
浪人	死罪	三浦平八郎
松平阿波守組	死罪	柴田久平
御本丸御切手番佐山庄右衛門組同心		
	重追放	山崎庄八
松平阿波守組	御構無 <sup>レ</sup> 之	大山善五郎
山崎八右衛門組御小人御扶持方被 <sup>レ</sup> 下		
	敲	石井半右衛門
諏訪若狭守組	死罪	西山弥七郎
所払	浪人	曲淵政右衛門
浪人	江戸払	大竹幸八
松平阿波守組	死罪	坂本十蔵
諏訪若狭守組	追放	金井庄七
板倉下野守同心		藤野平右衛門
板倉下野守同心		藤野八右衛門
諏訪若狭守組	切腹	成田数馬
	遠島	成田平八郎
		数馬悴

大久保甚右衛門組 遠島 児島 八右衛門

同 八右衛門子 同 源八

右衛門督殿小十人津田平四郎組

閉門 安藤儀兵衛

大久保甚右衛門組 閉門 城藤三郎

小島六郎右衛門

右者養子の事ニ付、右手伝候者共御仕置被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>候、たとへば金子八十両とり養子ニ仕、又先へ六十両にて遣、其迹へ又金子とり、養子仕候様成ル事仕候よし、夫故事やぶれ如<sup>レ</sup>右成候よし、

享保十九寅四月七日<sup>(50)</sup>

上記の面々は不正の養子縁組に関わつたとして幕府に処罰された。小普請諏訪若狭守組と松平阿波守組で合わせて四件の不正養子が発覚した。その内容をまとめると、つぎのとおりである。

①西山弥七郎（小普請諏訪若狭守組）

西山弥七郎は金を借りるために、浪人の中村市兵衛を従弟にし、養子にする約束を交わし、市兵衛から持参金を受け取つた。

②成田数馬（小普請諏訪若狭守組）

成田数馬は御徒児島八右衛門の従弟である服部新右衛門を養子に

する際に、新右衛門を従弟の中島江右衛門の二男にした後に、頭へ養子願を提出した。ところが、数馬の親類から差し支えがあったため、数馬は新右衛門が死亡したと嘘の報告をして養子願書を取り戻した。成田数馬は服部新右衛門を養子にすることで児島八右衛門と持参金の約束を交わしていたため、なんとしても服部新右衛門を養子に迎えたい。数馬は新右衛門を同組の三浦平八郎の弟と偽り、名を平次郎と改めて再び養子願書を提出した。

養子縁組の際に、「判元見届」という手続きが必要とされた。すなわち、養子を迎える者は養子候補を連れて役人の所へ出向き、お互いに養子縁組の意思があることを確認してもらうというものである。一回目の「判元見届」の時に、数馬は服部新右衛門を中島江右衛門の二男として披露したため、二回目には同じように披露するわけにはいかなかった。数馬は児島八右衛門の総領の源八を養子候補の平次郎として披露した。

### ③ 亀田弥一右衛門（小普請諏訪若狭守組）

亀田弥一右衛門の場合は、実子がいるにもかかわらず、金を借りるため、三浦平八郎、柴田久平、坂本十蔵と相談し、浪人伊藤佐太夫を自分の弟にし、そのうえ、養子縁組に取り組み、持参金を受け取った。

### ④ 坂本十蔵（小普請松平阿波守組）

坂本十蔵は亀田弥一右衛門同様に、実子がいるにもかかわらず、

金を借りるため、柴田久平、金井庄七、三浦平八郎と相談し、浪人大竹幸八を自分の弟にし、そのうえ、養子縁組をし、持参金を受け取った。さらに、坂本十蔵は西山弥七郎、亀田弥一右衛門の養子縁組にも不実の証文に加判し、世話した見返りに配分金を受け取った。

以上の四件はいずれも偽籍工作による不正養子であった。西山弥七郎、亀田弥一右衛門、坂本十蔵の三人は金を借りるために持参金養子をした。亀田弥一右衛門と坂本十蔵は正当な相続者である実子がいるにもかかわらず、持参金目的で、浪人と養子契約をした。不正の養子縁組をするために、弟、従兄弟などの近親と偽る偽籍工作が行われた（表1）。

この一件で多くの幕臣が処罰を受けたにもかかわらず、「徳川実紀」には関連記事が載せられていない。処罰を受けた武士の中で、唯一成田数馬は武士の名譽を重んじた切腹という刑罰に処せられた。はたして、この一連の不正養子は「楓林腐草」の著者が興味本位で作り上げたものであろうか。幸いに『寛政譜』の安藤儀兵衛信忠の項目に「楓林腐草」の内容と吻合する記事があった。

御鷹匠の見習をつとめ、享保十二年十月九日遺跡を繼、御鷹

匠となる。十六年九月十九日右衛門督宗武卿（皇季由安）に附屬せられ、小

十人となり、十九年四月七日龜田彌市左衛門某が養子の事、信忠は其議にあづからずといへども、處士伊藤佐大夫某が申談せ

表1 享保十九年(1734)四月七日の判決一覧表

吟味者氏名	同左身分	判決	判決理由
柴田久平	小普請松平阿波守組	死罪	亀田弥一右衛門、西山弥七郎、坂本十蔵、成田数馬の養子証文に加判し、配分金を受け取った。
西山弥七郎	小普請諏訪若狭守組	死罪	金を借り受けるため、浪人中村市兵衛を従弟と偽り、養子にする約束で持参金を受け取った。
坂本十蔵	小普請松平阿波守組	死罪	実子がいるにもかかわらず、金を借り受けるため、浪人大竹幸八を弟にし、養子に取り組み、持参金を受け取った。また、亀田弥一右衛門、西山弥七郎の養子証文に加判し、配分金も受け取った。
大竹幸八	浪人	江戸払	坂本十蔵へ養子を取り組むために、十蔵の弟と偽り、持参金を渡した。
金井庄七	小普請諏訪若狭守組	追放	坂本十蔵の養子縁組に携わった。
成田数馬	小普請諏訪若狭守組	切腹	服部新右衛門を従弟の二男と偽り、養子願書を出し、後に差し支えが生じたため、新右衛門を三浦平八郎の弟平次郎と偽って養子願書を提出した。その上、持参金を受け取った。
成田平次郎 (実は服部新右衛門)	児島八右衛門の従弟	遠島	成田数馬へ養子を取り組む時に、はじめ数馬の従弟の二男と偽り、その後、三浦平八郎の弟平次郎と偽った。
児島八右衛門	大久保甚右衛門組御徒	遠島	従弟の服部新右衛門を成田数馬の養子にするため、持参金の約束をした。のちに、成田数馬が服部新右衛門を三浦平八郎の弟平次郎と名を改めて出願した際に、児島八右衛門は子の源八を三浦平次郎として役人と対面させた。
児島源八	児島八右衛門の子	遠島	三浦平次郎に成りすまし、役人と対面した。
三浦平八郎	小普請諏訪若狭守組	死罪	成田数馬の養子服部新右衛門を弟平次郎と偽った。
亀田弥一右衛門	小普請諏訪若狭守組	遠島	実子がいるにもかかわらず、金を借り受けるため、浪人伊藤佐太夫を弟にし、養子に取り組み、持参金を受け取った。
伊藤佐太夫	浪人、下谷御切手町半兵衛店	江戸払	亀田弥一右衛門の養子になる約束で持参金を渡した。
山崎庄八	御本丸御切手番佐山庄右衛門組同心	重追放	亀田弥一右衛門の養子に携わり、配分金を受け取った。
大山善五郎	小普請松平阿波守組	御構無	亀田弥一右衛門の養子に携わったが、関与せず、配分金を受け取らなかった。
曲淵政右衛門	浪人、小伝馬町	所払	亀田弥一右衛門の養子証文に携わった。
藤野平右衛門	板倉下野守同心	追放	同上
藤野八右衛門	板倉下野守同心	追放	同上
安藤儀兵衛	右衛門督殿小十人津田平四郎組	閉門	亀田弥一右衛門の養子の一件で、すみやかに頭に告達すべきところをそのままにした。
城藤三郎	大久保甚右衛門組与力	閉門	成田数馬の養子の一件に携わった。
小島六郎右衛門	大久保甚右衛門組与力	閉門	成田数馬の養子の一件に携わった。

備考：「楓林腐草」三田村鳶魚(編)『未刊隨筆百種』第七巻、413～415頁をもとに作成。

しおもむきをうけたまはらば、すみやかに彌市左衛門が頭に告達すべきところ、其事なく、越度のいたりなりとて閉門せしめられ、七月二十四日ゆるさる。<sup>(註)</sup>

四つの養子縁組をすべて検証するには不十分であるが、少なくとも享保十九年四月七日に亀田弥一右衛門(亀田弥市左衛門)の不正養子が発覚したことや安藤儀兵衛がそれに連座して閉門に処せられ

たことが「楓林腐草」の内容と一致している。

これらの不正がどのような経緯で摘発されたかは明らかになっていないが、成田数馬の養子一件がこの一連の不正養子が露顕したきっかけとなった可能性が大きいと考えられる。近世武士の家では、跡目・養子・婚姻などの重要事項は親類熟談の上で決定される。成田数馬が親類の反対を押し切ってまで養子の取り組みをしようとした結果、辻褃合わせのための一連の偽籍工作が露顕して、多くの関

係者が処罰を受けることとなった。

(2) 享保十九年(一七三四)十二月二日の処罰事例

『徳川実紀』享保十九年十二月二日条に、浪人の子を実の弟と偽って養子願書を提出した小普請金子八大夫が死罪に処せられた一件が載せられている。<sup>32)</sup>

金子八大夫は享保十六年(一七三一)に浪人小峯氏の妻の甥(姪)である主税を家に呼び置き、養子にする約束で持参金を受け取った。その後、八大夫の弟源五郎が病死した。八大夫は源五郎の病死を隠し、主税を弟源五郎として披露し、養子願書を提出した。その際に、八大夫の実の弟と称する者が別人であることが露顕した。主税は慌てて八大夫の家から逃げ出したが、後に自ら町奉行所に出頭した。そのため、主税に科される刑は減輕され、追放となった。この偽籍工作に協力した齋藤彦右衛門と関平三郎の二人は遠島に処せられた。

『寛政譜』に記載されている金子家の記事<sup>33)</sup>によれば、金子八大夫には二人の弟がいた。一人は源五郎で、もう一人は安五郎である。『徳川実紀』に記載されていないが、八大夫はもう一人の弟安五郎を安田新五左衛門の実子と偽り、安田家を継がせていた。八大夫の養子問題が露顕した後、弟安五郎が「入子」であったことも表沙汰になった。安五郎は重き追放に処せられ、十五歳まで親族に召し預

けられることとなった。

享保十九年には、出願者の親類であれば、陪臣・浪人の子でも幕臣の養子として出願することが幕府に認められた。しかし、親類関係のない陪臣・浪人を養子に迎えるのは違法行為である。

#### 4、延享・寛延年間の処罰事例

近世中期の延享・寛延年間(二七四四〜一七五〇)に、不正養子による処罰が相次いで発覚している。ここまでみてきた事例でわかるように、公式史料で不正養子の存在を確認できても、処罰に至る経緯を知ることが困難である。

幸いに、旗本家の隠居である小野直方によって綴られた『官府御沙汰略記』と題する日記は下級幕臣に関する重要な情報を提供してくれる。小野直方の自筆稿本は二十八冊あり、全て伝存し、国立公文書館内閣文庫に架蔵されている。日記の内容は延享二年(一七四五)から安永二年(一七七三)年に至る二十九年間に及ぶ。現在、小野直方著・山田忠雄解題『影印 官府御沙汰略記』(全十四巻)がその影印として刊行されている。各巻にそれぞれ原本の二冊分を収録している(原文引用にあたっては、必要に応じて適宜句読点を補った)。

『寛政譜』によると、小野直賢(直方)は宝永六年(一七〇九)九月晦日に遺跡を継ぎ、後に紅葉山火番から御徒目付に転じ、その後

御広敷添番をつとめた<sup>(54)</sup>。直方の最後の役職である御広敷添番は御家人がつとめる役職で直方は御目見以下の御家人の身分であった。小野直方は御家人の隠居の身分であったが、後継者の直泰の代になって、御目見以上の旗本に昇格したため、旗本家の隠居となった。直泰が享保十四年（二七二九）十二月二日に遺跡を継ぎ、後に二丸広敷添番をつとめ、寛保元年（二七四一）十一月九日に八代將軍徳川吉宗の第四子宗尹附きの小十人となり、廩米一五〇俵を与えられた<sup>(55)</sup>。直方が日記を綴り始めた時には、旗本家の隠居という立場になっていた。日記の内容は当主である直泰の行動や親族・縁者との交際など日常生活の中での出来事にとどまらず、公的な幕府の政治や人事に関しても克明に記録した。

『影印 官府御沙汰略記』の解題者山田忠雄は「日記の所々に散見する、幕府の内部事情を録した記事（情報）は、縁辺の勘定所関係者（とくに小野一吉）から入手した、確かな情報が多い。そこには正史からは窺い知れない、幕府の内部情報が盛り込まれているのである。その点に、本書の特色がある」と小野日記の信憑性を高く評価している<sup>(56)</sup>。後に勘定奉行となった桑原盛員や根岸鎮衛は小野直方の縁者である。

それでは、幕府の公式史料である『寛政譜』『徳川実紀』を小野直方の日記と照らし合わせて処罰事例をみていくことにしよう。

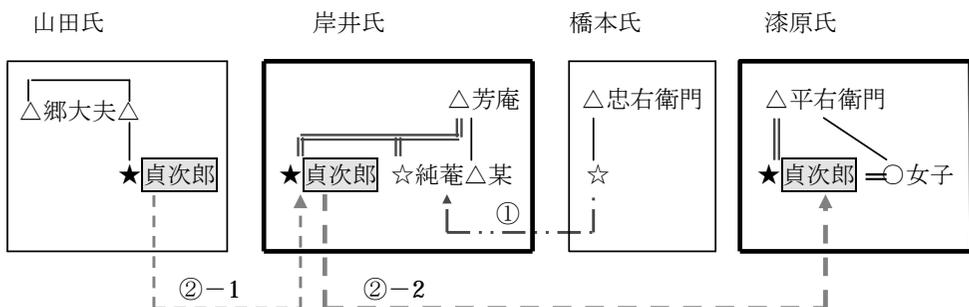
① 延享二年（二七四五）三月七日

延享二年三月七日に小普請漆原平右衛門（三〇〇俵）は行跡不良の上、持参金養子をとったことが露頭し、遠島に処せられた<sup>(57)</sup>。

『寛政譜』に記載されている関係者の記事に基づいて、人物関係を整理してみよう（関係図①）。

漆原平右衛門は分家漆原与十郎吉高の二男であり、本家に跡継ぎがいなかったため、彼は本家の養子として迎えられた。享保十一年（一七二六）五月二十六日に漆原平右衛門の養父が死去し、同年の八月五日に平右衛門は本家を継いだ。後に、一人の娘がいなかった平右衛門が婿養子

【関係図①】



備考：『寛政重修諸家譜』第二十二卷、77頁、「漆原貞次郎」の項。同前、391頁、「岸井芳庵」「岸井純菴」の項。

として迎えたのは番医岸井芳庵（三〇〇俵）の二男貞次郎である。実は、貞次郎は処士山田郷大夫の甥（姪まゐ）であり、「入子」として岸井芳庵の二男となったのである。

岸井芳庵は岸井家の養子である。芳庵の養父が正徳五年（二七一五）正月十一日に死去したため、芳庵は同年三月二十九日に遺跡を継ぎ、十二月十五日初めて家継に拝謁し、享保十四年（二七二九）

閏九月二日に番医となった。岸井芳庵には一人の男子がいたが、父に先立って亡くなった。本来ならば、実子の死亡届を幕府に提出しなければならなかったところ、芳庵は実子の死を隠し、処士橋本忠右衛門の子を養子にし、自分の実子と偽り、橋本氏から礼金を受け取っていた。橋本忠右衛門の子は岸井純菴（徳川実紀）では「岸井純庵」と表記されているが、同一人物である。そのため、本稿では『寛政譜』の表記で統一する」と名乗り、寛保元年（二七四一）四月四日に、芳庵の実子として八代將軍徳川吉宗に御目見した。後に、芳庵は山田郷大夫の甥貞次郎を二男と偽り、漆原平右衛門の養子にした。橋本氏の子を「入子」にした芳庵の行動には家存続の意図もあったかも知れないが、貞次郎を二男と偽ったのは、明らかに旗本漆原家へ養子縁組させるためである。

ここで、つぎの二点を指摘しておきたい。一つは、「入子」の純菴は寛保元年に無事に御目見を済ませており、延享二年（二七四五）まで疑われることはなかった。幕府側の摘発によって露顕した

のではないということを見ると、「入子」工作は簡単に露顕してしまうものとは言えない。また、貞次郎と漆原平右衛門の養子縁組の場合は、持参金養子の疑いがかからないように、「入子」の形で貞次郎を番医の二男とし、持参金養子を旗本家同士の正当な養子縁組と見せかけた。

この二つの「入子」工作が表沙汰になった背景にはある「押込」行為があった。『寛政譜』の「漆原平右衛門」の項によれば、平右衛門は「かつて行跡よろしからずして、處士橋本忠右衛門がために手鎖をかけられ、檻中に留置れし始末」であった。<sup>58</sup>平右衛門は後に自力で抜け出して大目付石河土佐守政朝のもとへ訴え出した。この訴えがきっかけで、偽籍工作が露顕した。

幕府はそれぞれの関係者に対して処分を下した。処罰の文句に注目してみよう。

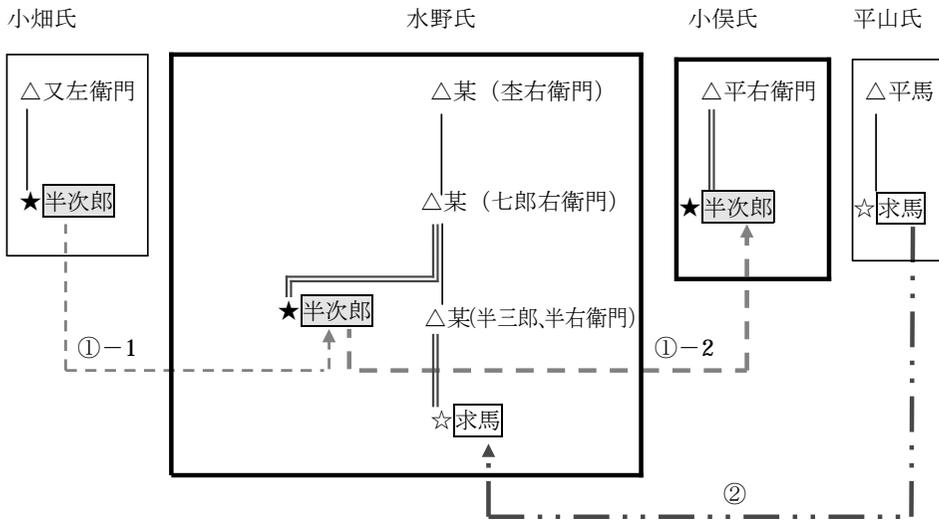
岸井家の「入子」になった純菴は遠島に処せられた。処罰理由は「浪人の身として、芳庵が養子となりしは幼年たるにより、わきまへざるのよしなり。しかれども山田郷大夫が姪まゐを弟とし、漆原平右衛門某が養子とせしは、たとへ父がはからひたりとも、しらずといふことあるべからず」となっている。<sup>59</sup>純菴は幼年という理由で自身「入子」問題について罪を問われなかったが、芳庵が貞次郎を二男と偽って漆原家に養子入りする際に、意見を加えなかったとして遠島に処せられた。

表2 延享二年(1745)三月七日の判決一覧表

吟味者人名	同左身分	判決
漆原平右衛門	旗本	死にあたる。紅葉山の法華八講執行→遠島
岸井芳庵	番医	死にあたる。紅葉山の法華八講執行→遠島
漆原貞次郎	処士山田郷大夫の甥	死にあたる。重き法会→遠島
岸井純菴	処士橋本右衛門の子	遠島
鈴木運八郎	旗本、漆原平右衛門親類	改易

備考：『寛政重修諸家譜』第二十二巻、77頁、「漆原平右衛門」「漆原貞次郎」の項。同前、361頁、「鈴木運八郎」の項。同前、391頁、「岸井芳庵」「岸井純菴」の項。

【関係図②】



備考：『寛政重修諸家譜』第二十二巻、422頁、「水野壱右衛門」「水野七郎右衛門」「水野半三郎」の項。

貞次郎の場合は、「公を掠し所為なるのみならず、養父平右衛門檻に入れしをしりながら、捨をきし始末不孝のいたり」として、養子という立場でありながら養父に対して孝行を尽くさなかったことも処罰の理由となっている。死罪を処するべきところ、重き法会があつたので、一等を宥められて遠島に処せられた。

鈴木運八郎<sup>61</sup>は漆原平右衛門の親類であり、平右衛門の養子談合に参加しなかったが、平右衛門が貞次郎を養子に迎える時に、鈴木運八郎は「其座に会し郷大夫と対面して貞次郎と叔姪の子細をもとはず」、また、岸井芳庵らがうちより平右衛門を押し込めようと計画し、処士橋本忠右衛門が相談しに来た時も、「忠右衛門が所存に任せはからふべきむねこれをたのみしこと親族に似合ず」と親類に相応しくない行動をとったとして改易となった(表2)。

② 寛延元年(二七四八)九月二十五日

『徳川実紀』寛延元年九月二十五日条に、つぎの一件が載せられている(関係図②)。

○廿五日竹姫御方附臺所頭水野七郎右衛門某に死をたまふ。これは金むさぼらんが為に。ゆかりもなき市人の子を。をのが子なりと偽り。小普請小俣平右衛門某にはかりあひ。表にはかりに養ひ置んよし聞えて。内には平右衛門某が實の養ひ子とさださせ。そのみならず。また子なる半右衛門某に處士の子を養なはせ。實の孫なりと偽らんことなどはかりて。若干の金をむさぼり。すでにことし七月出せし屬籍にもかき載たり。かれといひこれといひ。公をあむざきし罪あるによれり。<sup>(62)</sup>

竹姫様（綱吉養女）附御台所頭をつとめている水野七郎右衛門は切腹に処せられた。水野七郎右衛門は町人の子を二男と偽り、小普請小俣平右衛門の養子にしたことや処士の子を子の半右衛門（半三郎）の養子にし、表には実の孫と偽ったことが発覚した。

小俣平右衛門は享保七年（一七二二）十月四日に八歳で遺跡を継ぎ、延享四年（一七四七）四月二十九日に大番に列し、八月二十七日に新番にうつり、寛延元年（一七四八）五月十六日に番を辞した。<sup>(63)</sup>寛延元年七月二十六日に、小俣平右衛門が出奔した。二日後、小俣平右衛門の関係者は評定所で取り調べを受けることとなった。

寛延元年七月二十八日の小野直方の日記では、小俣平右衛門の逃亡の原因をつぎのように記している。

右御詮議之訳ハ筑地町人小畑又左衛門子ヲ水野七郎右衛門次男ニシ、半次郎ト号シ、右又左衛門ヨリ土産金四百両取り、小俣平右衛門方へ養子取組、土産二百両遣シ、二百両ハ七郎右衛門父子并肝入兩家家来配分シ、熟談ニ及フ。然ル処、肝入ノ内旅人五郎兵衛加州へ販り候内ニ相談相極ム。右五郎兵衛其後江戸へ出、配分金ヲ求ム。七郎右衛門金廿両遣シ、廿両ハ平右衛門方ヨリ遣ス筈ニ相談ス。然ルニ、平右衛門方ヨリ金子不レ与、依之五郎兵衛平右衛門支配戸川内藏之助、竹姫様御用人石川傳太郎へ訴へ出タル由也。平右衛門ハ其事ヲ聞テ急ニ出奔ス。故ニ當日御詮議ニ不レ与ラ落著迄行方不知。常々不行跡ニテ、親類義絶ノ由也。此外追々綴添御詮議有之。半三郎養子ヲ致シ置タル義相知、是又実父等御仕置ニナル。<sup>(64)</sup>

小俣平右衛門（五三〇石）は半次郎を養子に迎えている。この半次郎は実は町人小畑又左衛門の子で、水野七郎右衛門（二〇〇俵五人扶持）の二男と偽り、小俣家へ養子入りしたのである。小畑又左衛門が四百両を出し、その内、半分の二百両は小俣家へ養子縁組をする際の土産金として小俣平右衛門に与え、残りの二百両は水野七郎右衛門親子と肝煎り両家が分配するとの約束で話を進めていった。しかし、肝煎りの一人五郎兵衛が加賀国（石川県）に帰っているうちに、小畑半次郎（又左衛門の子）を小俣平右衛門の養子にする一

連の約束が成立した。このことを知った五郎兵衛は加賀国から江戸に戻り、水野七郎右衛門に自分がもらうべき世話料を請求した。水野七郎右衛門は五郎兵衛に二十両を与え、残りの二十両は小俣平右衛門が与えるはずと言った。五郎兵衛は小俣平右衛門に世話料を請求したが、小俣平右衛門は五郎兵衛の要求に応じなかった。配分金をもらえなかった五郎兵衛は小俣平右衛門の上司である戸川内藏之助、水野七郎右衛門の上司である竹姫様御用人石川伝太郎へ訴え出した。訴えられたことを知った小俣平右衛門は慌てて逃亡した。

水野七郎右衛門は享保七年（一七二二）五月二十八日遺跡を継ぎ、後に御広敷の添番をつとめ、十四年十月三日に御目見以上の身分に昇格して瑞春院御方（綱吉妾小谷氏）の用達となった。瑞春院御方の逝去により、七郎右衛門は元文三年（一七三八）八月四日に小普請となり、五年七月二十七日に表御台所頭となった。寛延元年（一七四八）七月十日に、七郎右衛門は綱吉の養女竹姫の台所頭に転じた。この十八日後に、七郎右衛門は評定所で取り調べを受けた。

寛延元年八月二十日に、評定所において御徒押をつとめる間庭源助の隠居間庭大務に対して取り調べが行われた。前回の取り調べで、間庭大務は小俣平右衛門の養子の件で土産金の中から五両を受け取ったことが発覚したためである。取り調べが終わった後、間庭大務は揚屋あがりやに入れられた。間庭大務は一橋附の大番山本武右衛門の養父の伯父である。<sup>65</sup>三回目の取り調べが行われたのは八月二十六日であ

った。水野七郎右衛門の孫水野求馬、秋山庄太夫、平山平馬、本江元町の三五郎は評定所に呼び出された。この日の取り調べで、水野半三郎が持参金を貪るため、処士平山平馬の子求馬を実子と偽ったことが明らかになった。<sup>66</sup>

寛延元年九月二十五日に、小俣一件の判決が下された。逃亡して行方不明になった小俣平右衛門について、つぎの書付が出された。

小普請組戸川内藏之助支配小俣平右衛門○右平右衛門義、令二  
 出奔一、行衛不<sub>二</sub>相知<sub>一</sub>候。若シ、心當リ有<sub>レ</sub>之、疑敷者於有之  
 ハ、其所<sub>二</sub>留置、御料ハ御代官、私領ハ地頭へ申出、夫ヨリ於  
 三江戸一能勢肥後守番所へ可<sub>三</sub>申出<sub>二</sub>候。尤家来并又者等、入<sub>レ</sub>念  
 可<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>吟味<sub>一</sub>候。若隠置、脇ヨリ相知<sub>レ</sub>候ハ、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>曲事<sub>一</sub>候。  
 ○辰九月<sup>67</sup>

小俣平右衛門の居場所について、心当たりのある者がいれば、御代官あるいは地頭へ申し出、それより町奉行所へ申し出るべきとの指示である。また、平右衛門を隠し置く者が見つかれば、その者に対しても処罰を下すとも記してある。

この一件は世話料に関するトラブルが生じたことで、持参金養子が表沙汰になったケースである。様々の身分の人が持参金養子に関わっていた。幕府は持参金養子を取った幕臣に対して処罰を与える

だけではなく、彼らの上司に対しても監督の不服きとしてその責任を追及した(表3)。

『寛政譜』には記載がないが、『官府御沙汰略記』によれば、秋山庄太夫は水野七郎右衛門の実弟である。また、水野七郎右衛門の実子となっている水野半三郎は七郎右衛門の実の弟である。

③ 寛延二年(一七四九)六月二十一日

寛延元年十二月二十九日に御家人身分であった粕谷金大夫は漆奉行をつとめることになった。粕谷金大夫は一代抱えの御徒の出身で、漆奉行になるまでは支配勘定、作事下奉行の経歴があった。<sup>68</sup>この昇進からわずか半年後、粕谷金大夫は切腹に処せられた。寛延二年六月二十一日のことであった。持参金養子の問題が浮上したため、一連の偽籍工作が表沙汰になった(関係図③)。

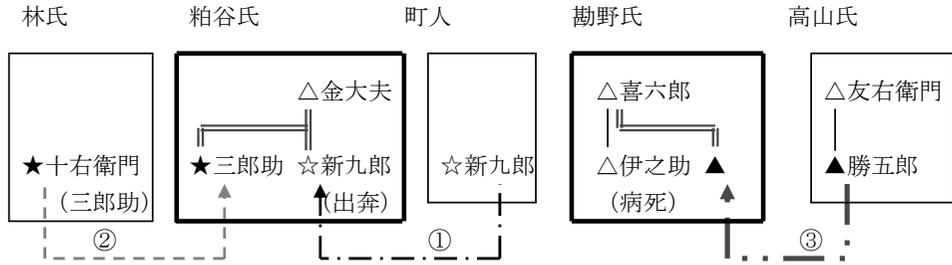
事件発覚の六年前の寛保三年(一七四三)に、粕谷金大夫は田安の家臣平川六左衛門某の従弟と称する町人新九郎を養子にする約束で家に呼び置き、平川六左衛門から百二十両を借りた。ところが、新九郎が金大夫の家を逃げ出して行

表3 寛延元年(1748)九月二十五日の判決一覧表

吟味者人名	同左身分	判決
水野七郎右衛門	竹姫君様附御台所頭	切腹
水野半三郎	水野七郎右衛門惣領	切腹
小俣半次郎	町人伊勢屋安兵衛事浪人小畑又左衛門の子	遠島
水野求馬	金貸し浪人平山平馬の子	遠島
秋山庄太夫	水野七郎右衛門の弟、寄合北条新蔵家来	遠島
浅田源右衛門	水野七郎右衛門の家来	死罪
木村文八	小俣平右衛門の家来	死罪
小畑又左衛門	浪人(筑地柳原町伊勢屋安兵衛)	死罪
平山平馬	浪人	死罪
五郎兵衛	町人、絹売加賀屋	死罪
孫四郎	本所松井町与兵衛方出居衆	死罪
兼屋忠太寺	小俣平右衛門家来	江戸払
西久米右衛門	小俣平右衛門家来	江戸払
十助	小俣平右衛門中間	江戸払
門左衛門	小俣平右衛門中間	江戸払
間庭大務	御徒押間庭源助父	屹度叱り
戸川内蔵之助安聰	小普請頭	御役御免之上差控
中村五郎左衛門利記	小普請組頭	御役御免之上差控
野澤源太左衛門清位	小普請組頭	御役御免之上差控
曾根玄蕃頭長友	新番頭	差控

備考：『影印 官府御沙汰略記』第二巻、寛延元年九月二十五日条、143～144頁。『寛政重修諸家譜』第十五巻、285頁、「戸川安聰」の項。『寛政重修諸家譜』第二十巻、127頁、「中村利記」の項。『寛政重修諸家譜』第十九巻、18頁、「野澤清位」の項。『寛政重修諸家譜』第三巻、273頁、「曾根長友」の項。

【関係図③】



備考：『寛政重修諸家譜』第二十二卷、424頁、「勘野喜六郎」の項。同前、428頁、「粕谷金大夫」「粕谷三郎助」の項。

方不明になったため、平川六左衛門は金大夫に対して度々持参金の返済を催促するようになった。返済の術のない金大夫は、新たに養子を迎え、その養子の持参金を平川六左衛門への借金返済に充てようと考えた。延享三年（一七四六）に粕谷金大夫は親類書に実子総領三郎助という偽りの名前を書き出して提出した。その後、金大夫は処士林十右衛門を実子として三郎助と名乗らせ、七十両の持参金を受け取った。もし、三郎助のことで取り調べがあった場合には、三郎助は妾腹の子で幼少より民間に成長し、近頃同居するようになったことにし、金大夫は浄徳寺の倫阿に相談し、証人になってくれるよう

に頼んだ。

寛延二年（一七四九）四月十一日に粕谷金大夫、粕谷三郎助と金大夫の家来武藤幸助は評定所で取り調べを受けた。粕谷金大夫と三郎助の親子は揚座敷あがきまに入れられ、金大夫の家来武藤幸助は揚屋に入られた。

この日の小野直方の日記はつぎのように綴られている。

（前略）右金大夫先達テ町人ノ子ヲ養子ニシ、離縁シ之、又去冬簞笥町二居候林十右衛門ト云金借シ浪人ヲ養子ニシ、勿論上ヘ不願、公辺ヲハ実子ニス。右三郎助ハ即右ノ十右衛門也。外二町人ノ娘二人養娘トシテ、土産多ク取り、一人ハ御書院番近藤宇之助方へ縁付、一人ハ小十人牛田権次郎方へ片付ク。宇之助権次郎モ追テ御尋有之、親類預ニナル。○六月廿一日御仕置被仰付<sup>(70)</sup>

著者の小野直方の「勿論上ヘ不願、公辺ヲハ実子ニス」という記述に注目したい。小野の反応をみてわかるように、金大夫のようにわけありの養子を取った場合には、表向きに実子と偽ることは異例ではなく、むしろ周知の事柄であった。『徳川実紀』や『寛政譜』に記されていないが、金大夫は町人の娘二人を養女にし、それぞれを近藤宇之助と牛田権次郎へ嫁がせた。粕谷金大夫一件で、近

表4 寛延二年(1749)六月二十一日の判決一覧表

吟味者人名	同左身分	判決
粕谷金大夫	漆奉行	切腹
勘野喜六郎	勘定	切腹
しげ	粕谷金大夫妻	押込
粕谷三郎助	浪人林十右衛門の子	遠島
鈴木忠右衛門	表火之番組頭	遠島
平川六左衛門	田安台所人	重追放
高山勝五郎	浪人高山友右衛門の子	遠島、十五歳迄親類町同心古川十五郎へ預け置
武藤幸助	粕谷金大夫家来	江戸払
谷源蔵	品川新宿町新九郎事	遠島
近藤宇之助	西丸御小姓組(金大夫婿)	払無之
牛田権次郎	西丸小十人(金大夫婿)	払無之
倫阿	駒込浄徳寺隠居	江戸十里四方追放
次郎兵衛	小石川指谷町(町人か)	死罪
総左衛門	神田明神下(町人か)	軽追放
平兵衛	小石川富坂町(町人か)	軽追放
長兵衛	小日向三軒町(町人か)	払無之

備考：『影印 官府御沙汰略記』第二巻、寛延二年六月二十一日条、302～303頁。

藤字之助と牛田権次郎の二人は後に取り調べを受けることとなった。金大夫の娘婿の二人を『寛政譜』で確認したところ、近藤宇之助が載せられていないため、粕谷金大夫との関係を確認することはできないが、牛田権次郎(二〇〇俵)に関して『略記』の記事の信憑性を裏付ける記述がみられた。牛田権次郎の実名は儀陳であり、延享

三年(一七四六)四月五日に家督相続をし、四年十二月三日に西丸の小十人に列し、宝暦二年(一七五二)十月十九日に番を辞し、安永元年(一七七二)十一月九日に西丸の小十人に復し、四年十月五日に番を辞した。権次郎の妻は粕谷金大夫の娘であると記されている。<sup>(1)</sup>寛延二年四月十三日に、粕谷金大夫の養子を世話したとして勘定をつとめる勘野喜六郎と表火之番組頭の鈴木忠右衛門は取り調べを受けた。

粕谷一件の取り調べが進み、勘野喜六郎は金大夫同様に「入子」工作を行っていたことが露顕した。勘野喜六郎は正徳二年(一七一二)九月二十七日に遺跡を継ぎ、後に御徒目付をつとめ、元文四年(一七三九)八月二十七日に御目見以上の身分に昇格して御勘定に列した。延享二年(一七四五)八月九日に、喜六郎は幕命を承つて長崎に赴き、寛延元年三月六日に朝鮮の信使が来聘した時に、道中人馬割の任務を命じられた。喜六郎には一人の男子伊之助がいたが、伊之助が病死した際に、喜六郎は死去届を提出しなかった。喜六郎は実子の死を隠したままで、浪人高山友右衛門の子を養子に迎え、「橋代金并合力金」という名目で持参金を受け取った。

粕谷一件が発覚しなかったら、浪人高山友右衛門の子は勘野喜六郎の実子伊之助として旗本勘野家を継ぐことになったであろう。

表4は二の一件の判決をまとめたものである。

④寛延二年（二七四九）七月十九日

寛延二年七月十九日に、小普請小嶋源左衛門（二三〇石）、小宮山源次郎、小宮山新右衛門（二〇〇俵）は切腹に処せられ、大番森川求馬（二〇〇俵）、小宮山源次郎の子佐太郎、小嶋源左衛門の子長十郎が遠島に処せられた一件がおきた。処罰理由について、『徳川実紀』の同日条では、つぎのように記されている。

これは源左衛門某さきにをのが弟乙次郎家をいで奔りしを。其まゝになし。おほやけにもきこえず。新右衛門等と相かたらひ。いつはりて處士の子を其弟とこしらへ。金むさぼりとりて。森川新太郎某が養子となし。求馬と名のらせ家つがせ。其後また故なきものゝ子ををのが弟として。源次郎が養子となし。佐太郎と名のらせ。これらの罪發覺せし事どもたづね問れしに。さまざま偽をかまへし事ども。明らかなるによりてなり。又求馬が妻は死刑につく。これは家人と姦通し。家を奔りいで。碓氷關を忍び越し事あるによれり。<sup>(2)</sup>

寛延二年四月十六日に森川求馬の妻、下女、家来山中定右衛門、松嶋町家主九右衛門、元大坂町針医中村寿仙の下男外八は評定所で取り調べを受けた。小野直方の日記では、取り調べのきっかけについて、

求馬在番之留主、右ノ女二人定右衛門連退、信州行、白井ノ關ヲ拔ルニ付、被捕、立退タルハ當春ノ事<sup>(3)</sup>

と記されている。大番遠藤備前守組の番士をとめる森川求馬の妻は家来の山中定右衛門と駆け落ちし、夫の留守の間に、下女一人を伴って信濃国（長野県）へ逃げようとした。彼らは本来ならば通らなければならぬ碓氷峠にある関所を通らずに間道を通って関所の山を越えたため、捕えられた。この駆け落ちは「入子」工作と持参金養子の発覚の発端となった。

江戸幕府は政治軍事上の目的で交通の要地に関所を設置した。関所は東海道箱根・中山道碓氷をはじめ、全国五十余か所におよんだ。碓氷関所はその一つであり、上野国（群馬県）碓氷郡と信濃国北佐久郡との境の碓氷峠におかれた関所である。「入鉄砲に出女」といわれるように、謀反を防ぐために、関所において武器と女性の監視は厳しかった。関所を通過するには関所手形（関所切手）が必要である。

江戸時代において、欺いて関所を通過し、または間道をまわって関所を避けて通るといった「関所破り」の行為は重大な犯罪とされ、見つかる重い処罰に処せられる。森川求馬の妻は主人の留守を見計らって家来の山中定右衛門と密かに逃げようとしたため、当然関

所手形を持っていなかった。しかも、この二人は密通の關係にあり、人目を避けなければならなかった。そのため、彼らは関所を避けて、間道をまわって通るといふ手段を選んだ。

寛延二年五月一日に、二回目を取り調べが行われた。前回の取り調べで新しい事実が判明した。

先月十六日、右求馬妻御詮議之節、求馬義元ト下賤ナル者ノ子ニテ侍筋ノ者ニ無之由ヲ申ニ付、段々御尋ノ上ニテ遂一二申之、依之今日俄評定有之右五人召捕ル也。右求馬ハ実ハ内藤彦右衛門子ニテ、小嶋源左衛門親ニ成、智養子ニ遣ス。佐太郎庄三郎ハ其養子ノ取持人也。彦右衛門ハ元ト大塚彦六方ノ御代官手代也。當御詮議ハ初筈ノ御詮議トハ別ノ事也。<sup>(7)</sup>

「関所破り」一件の取り調べの際に、森川求馬の妻が求馬は侍筋の者ではないと語ったため、森川求馬・小嶋源左衛門・小宮山佐太郎・三橋庄三郎・内藤彦右衛門と妻（たえ）の六人が召し捕られた。小嶋源左衛門が内藤彦右衛門の子求馬を弟と偽り、森川新太郎（二〇〇俵）の婿養子に遣わせたことが発覚した。求馬の妻は森川新太郎の实の娘である。求馬の実父である内藤彦右衛門は代官大塚彦六の元手代であった。大塚彦六時睦<sup>(25)</sup>は元文四年（一七三九）十二月十八日に大番から代官に転じており、延享三年（一七四六）七月十五日

に職を辞した。内藤彦右衛門が用意した持参金はおそらく彼の代官手代時代に貯めた金であろう。

では、『寛政譜』<sup>(26)</sup>で小嶋家と森川家、小宮山家との關係を確認してみよう（関係図④）。

小嶋源左衛門は「某氏の男」で、小嶋伝次郎の養子になり、享保十二年（一七二七）九月四日に遺跡を継ぎ、小嶋家の当主となった。伝次郎は源左衛門を養子に迎える前に、弥三郎（某氏の男）という男子を養子に迎えていた。弥三郎は元禄十六年（一七〇三）六月二十八日にはじめて綱吉に御目見をし、宝永六年（一七〇九）四月六日に大番となった。弥三郎は養父の伝次郎より先に死去したと思われる。

小嶋源左衛門には求馬（伝之助）、佐太郎、乙次郎という三人の弟がいた。処士内藤彦右衛門の子である求馬は小嶋源左衛門の实弟として森川家へ養子入りし、寛保三年（一七四三）閏四月二日遺跡を継ぎ、寛延元年（一七四八）十二月二十七日に大番に列した。<sup>(17)</sup>佐太郎は小嶋源左衛門の实弟ではないが、源左衛門の实弟として小宮山源次郎の養子になり、寛延元年八月十四日に養父源次郎の致仕により小宮山家を相続した。<sup>(28)</sup>源左衛門の唯一の弟である乙次郎は出奔したが、源左衛門は出奔届を出さなかった。また、源左衛門の二人の男子源七郎と乙三郎が死亡した時に、源左衛門は死亡届を出さずに、伊勢参宮へ出掛けたと嘘をついた。その後、乙次郎が評定所に



表 5 寛延二年 (1749) 七月十九日の判決一覧表

吟味者人名	同左身分	判決
小嶋源左衛門	小普請組松下嘉兵衛支配	切腹
小宮山新右衛門	小普請組筒井内蔵支配	切腹
小宮山源次郎	小普請組土屋兵部少輔組	切腹
森川求馬	大番遠藤備前守組	遠島
小宮山佐太郎	小普請土屋兵部少輔組	遠島
小嶋長十郎	小嶋源左衛門惣領	遠島
三橋庄三郎	一橋庭奉行	遠島
えつ	森川求馬妻	死罪
いさ	森川求馬下女	死罪
山中定右衛門	森川求馬元家来	信州碓氷峠において磔
たえ	浪人内藤彦右衛門の妻	屹度叱り、妹婿町医師林道喜へ渡す。
九右衛門	松嶋町家主	遠島
外八	元大坂町中村寿仙召仕下男	遠島
次郎兵衛	巢鴨原町家主	軽追放
馬之助	信州上神林村名主	名主役取り上げ、科料五貫文
元右衛門	信州上神林村名主	名主役取り上げ、科料五貫文
茂右衛門	信州上神林村組頭	科料三貫文
又五郎	信州上神林村組頭	科料三貫文
仲右衛門	信州上神林村組頭	科料三貫文

備考：『影印 官府御沙汰略記』第二巻、寛延二年七月十九日条、318頁。

この一件の判決を表5にまとめた。

⑤ 寛延三年 (一七五〇) 三月十九日

『徳川実紀』の寛延三年三月十九日条に代官山中新次郎 (二〇〇俵) が遠島に処せられたことを記録している。

○十九日代官山中新次郎某遠流に処せらる。これ実は駿府匠工の長花村長左衛門が二子なりしを。小普請の土星野嘉右衛門某。その子源十郎某。加藤三之丞某などいへる者等が相はかりて。嘉右衛門が庶子と偽り。故ありて駿府にやりをきしよしいひ構しにしたがひ。山中源七郎某が養ひ子となりてその家をつぎ。去年六月代官の職命ぜられしに。程もへざるうち。租税の金多く負職せし罪あるをもて。すでに死をたまふべかりしを。さきに御年算の御祝あり。また明の月は日光山の御法会行はるるにより。一等を減じてかくは処せられしなり。さて源十郎。三之丞も同じ刑につく。また大番の士板倉左太郎某が父致仕繫阿もおなじく罪かうぶる。これは新次郎とはもとより相しらずありながら。三之丞に同意してはかりごとをたすけ。金貪りしによれり。左太郎も父の罪により追放る。其他連及して罪かうぶる者多し。<sup>(80)</sup>

寛延三年三月十九日に、新次郎は代官職にありながら、年貢金を私用に充てていたことや侍筋の身分でないことが露顕した。山中新次郎は山中源七郎の婿養子で、寛保三年（一七四三）十一月十三日に家を継ぎ、延享三年（一七四六）六月十五日にはじめて家重に拝謁し、寛延二年（一七四九）六月二十三日に代官となった。<sup>(81)</sup>

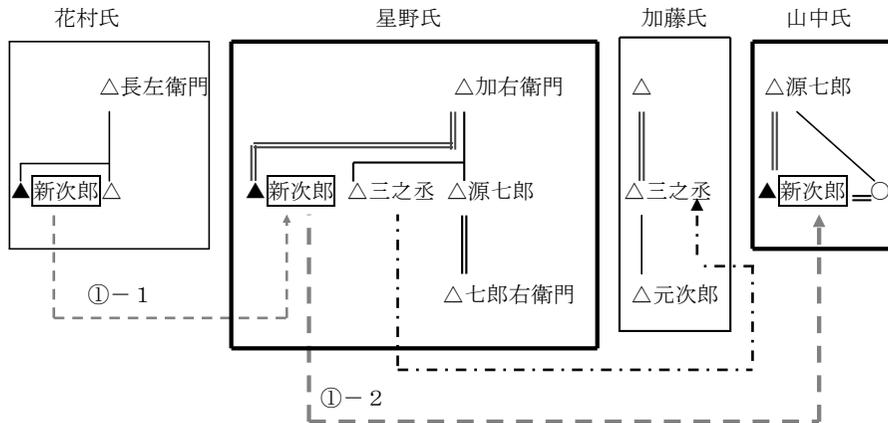
小野直方の日記では、寛延二年十一月十日に大目付石河土佐守、町奉行馬場讃岐守、目付八木十三郎の立ち会いのもとで、山中新次郎と加藤三之丞の二人は取り調べを受け、揚座敷に入れられた。<sup>(82)</sup>同年十一月十二日に、二回目の取り調べが行われた。

○御詮議（御代官）山中新次郎（尋之上口上書取之揚座敷へ返す。）（小普請土屋兵部少輔組）加藤三之丞（一通り尋ノ上揚座布へ返す。）（御勘定）加藤元次郎（廿六歳。右三之丞子。一通り尋之上口上書取之揚座敷へ遣す。）（大御番水野肥前守組板倉佐太郎父）板倉繁阿（五十二歳。一通り尋之上揚り座敷へ遣す。）（小普請高力若狭守組）星野源次郎（五十七歳。同上。）（進上取次上番水野定右衛門組）佐藤丈助（卅五歳。一通り尋ノ上揚り屋へ遣す。）（金杓水道町医師）斎藤洞甫（卅七歳。一通り尋之上牢内へ遣す。）（小石川喜連院門前俗医師）原為忠（四十四歳。同上。右於評定所、大目付石河土佐守、町奉行馬場讃岐守、御目付八木十三郎立合申渡之。右御詮議之訳ケハ、

山中新次郎ハ元ト町人ノ子ニテ、浪人ニ成、御先手与力へ被召出、其後番代ヲ取、浪人シ、右繁阿ヲ親トシ、山中ノ家へ養子トナリ、既ニ家督して小普請ニ入。當七月廿三日、御代官トナル。然ル処、新次郎前方借り候借金ノ金主空道ト云坊主ヲ頼ミ、新次郎御役出ヲ見込、御勘定奉行遠藤六郎右衛門へ右空道書付ヲ以テ、金子返弁ノ義ヲ願出。其書付ニ前方ノ不埒ノ事共有之、難聞捨、六郎右衛門申立之。右空道畢竟金子催促ノ為メノミニ書タル処、存之外事重ク成ニ付、欠落シ、追テ捕ヘラル。此義ニ付、元次郎ヲ召捕ニ行タル御勘定二人右元次郎ヲ取逃シ、既ニ云分ケ難立処ニ、外ノ同役色々元次郎家来ヲスカシ、其在所ヲ聞出シ、捕之指出ス、依之、取逃シタル御勘定二人逼塞被仰付、午二月御免也。右一件御仕置来午三月十九日相済。<sup>(83)</sup>

新次郎は山中家に養子入りする前に、御先手与力をとめていた。普通ならば、町人が御家人の役職をつとめることは認められていない。新次郎の場合は金を出して「御家人株」を買って御先手与力になったと思われる。新次郎は後に御先手与力の株を他人に譲って浪人となった。おそらく新次郎は御先手与力をつとめていた時に、御家人よりも出世できる手がかりを得ていたと思われる。御家人の身分や経済力は、新次郎の欲望を満たすことができなかつたのである。

【関係図⑤】



備考：『寛政重修諸家譜』第二十二卷、375頁、「星野加右衛門」「星野源七郎」「星野七郎右衛門」の項。『寛政重修諸家譜』第十卷、24頁、「山中新次郎」の項。

表 6 寛延三年（1750）三月十九日の判決一覧表

吟味者人名	同左身分	判決
山中新次郎	代官	遠島
板倉敬徳	大番水野肥前守組板倉左太郎の父	遠島
星野源七郎	小普請高力若狭守組	遠島
加藤三之丞	小普請土屋兵部少輔組	遠島
加藤元次郎	勘定	遠島
佐藤丈助	進物取次上番小野定右衛門組	構無之
岡田与三右衛門	山中新次郎元ノ手代	江戸払
萩野三右衛門	山中新次郎手代	構無之
篠原宅右衛門	山中新次郎手代	構無之
上嶋百四郎	山中新次郎手代	構無之
伊丹其右衛門	山中新次郎手代	構無之
橋本茂十郎	山中新次郎書役	構無之
大須賀宇内	山中新次郎書役	構無之
齊藤洞甫	小石川金杵水道町針医	遠島
金次郎	齊藤洞甫と同居する	遠島
空道	小石川上富坂町出家	遠島
高取意庵	護国寺門前青柳町医師	遠島
原為忠	小石川戸崎町俗医	構無之
板倉左太郎	大番水野肥前守組	追放
星野七郎右衛門	星野源七郎の子	追放

備考：『影印 官府御沙汰略記』第三卷、寛延三年三月十九日条、48頁。『寛政重修諸家譜』第二十二卷、375頁、「星野七郎右衛門」の項。同前、405頁、「板倉敬徳」の項。

新次郎が代官に任命されたのは寛延二年（二七四九）六月二十三日のことであった。この就任から半年も経たないうちに、新次郎が年貢金を私用に充てていたことが露顕した。そのきっかけとなったのは新次郎の借金問題である。

新次郎に金を貸していた金主は、空道という坊主に新次郎との金銭の貸し借りを証明する書類を作成してもらおうように頼んだ。その金主は、新次郎の代官就任を見込んで、借金の返済を催促しようと考えた。彼は空道に作成してもらった証明書をもって勘定奉行遠藤六郎右衛門に訴え出た。空道が作成した証明書の中に新次郎が年貢金を私用に充てるなど不法の事が書かれていたため、勘定奉行はそれを聞き捨てることができず、新次郎を告発した。

新次郎を実子と偽ったのは星野加右衛門である（関係図⑤）。『寛政譜』<sup>84</sup>によれば、星野加右衛門（一〇〇俵五人扶持）（『徳川実紀』では「星野嘉右衛門」と表記されているが、同一人物である。そのため、本稿では『寛政譜』の表記で統一する）には源七郎と三之丞の二人の実子がいる。二男の三之丞は星野家から加藤家へ養子入りし、加藤家を相続している。したがって、加藤三之丞は星野源七郎の実弟である。三之丞の子元次郎は星野加右衛門の実の孫である。星野源七郎は弟加藤三之丞と相談し、新次郎を父加右衛門の厄年の子とし、花村長左衛門に預けて置いたと偽り、山中源七郎の家に養子入りさせた。大番をつとめる板倉左太郎の父板倉敬徳（致仕号繁阿）（『略記』

では「繁阿」と表記されているが、同一人物である。）は隠居の身でありながら、新次郎の養子縁組を世話し、新次郎から世話料を受け取った。小野直方の日記に「繁阿ヲ親トシ、山中ノ家へ養子トナリ」とあるのは、新次郎が星野加右衛門の庶子であることを証明するために、板倉敬徳は新次郎の仮親になったことを意味するのである。この一件の発覚後、星野源七郎、山中新次郎、板倉敬徳、加藤三之丞と加藤元次郎の五人は死刑に処せられるところ、嘉儀法会等の事があつたため、一等を減じて遠島に処せられた。

結果的に、山中新次郎は重い罪に問われることになった。しかしながら、借金トラブルがおきなければ、町人の家で生まれた新次郎は旗本として一生を過ごしたであろう。

表6はこの一件の判決をまとめたものである。

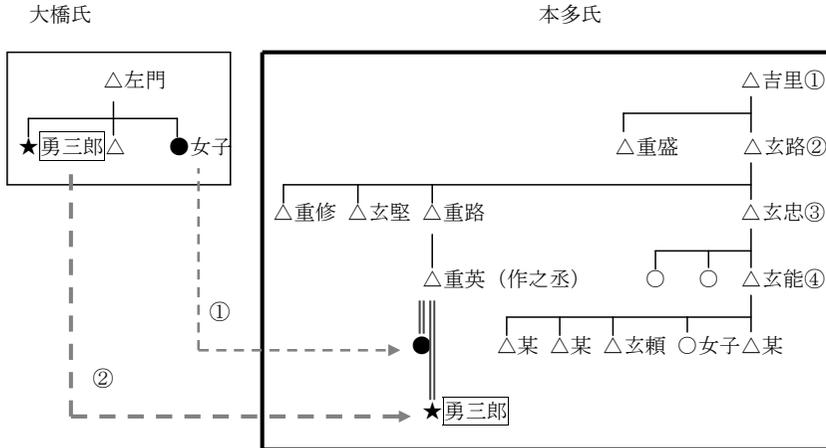
⑥ 寛延三年（二七五〇）九月二十七日

寛延三年九月二十七日に、小普請本多作之丞重英は遠島に処され、従弟の本多作右衛門玄能、小普請黒澤奎之助某は共に追放に処せられた。<sup>85</sup>

小野直方の記録でこの一件の経緯をみてみよう。

寛延三年七月二十五日に、評定所において、大目付石河土佐守・町奉行山田伊豆守・御目付大橋五左衛門の立ち会いのもと、本多作之丞らの三人に対して取り調べが行われた。その日の日記に、

【関係図⑥】



備考：『寛政重修諸家譜』第十一巻、272頁、「本多作之丞」の項。

表7 寛延三年（1750）九月二十七日の判決一覧表

吟味者人名	同左身分	判決
本多作之丞	小普請組川勝左京支配	遠島
黒澤空之助	小普請組金田宗女支配	重追放
本多作右衛門	同支配	重追放
大橋左門	武州給田村一郎左衛門店医師	引廻し之上死罪
むつ	百人組大久保弥十郎組与力高岸藤太郎の母	叱り
ふち	武州豊嶋郡代々木村、万五郎の母	叱り

備考：『影印 官府御沙汰略記』第三巻、寛延三年九月二十七日条、142～143頁。

右ハ先年右作之丞金借シ浪人大橋左門子養子也。右養子不行跡ニテ、出奔シ、行方不知。然ル処、出奔ノ届ケモ無之、打捨置。右左門ハ三年已前高利金借御詮議ノ節、江戸払二成リシ者也。作之丞身ノ上仕送リス。右土産金ノ義ニ付、左門訴出ル由。左門モ来月二日入牢ス。<sup>96)</sup>

と記録されている。金貸し浪人大橋左門が養子の持参金のことで本多作之丞を訴え出たことがきっかけとなった。本多作之丞は大橋左門の子を養子にし、左門から持参金を受け取った。ところが、身持ちの良くない養子が出奔し、行方不明になった。作之丞は養子を出奔を出さずにはおぼつたらかした。自分の子が行方不明になったと知った大橋左門は作之丞に持参金を返すように要求したが拒否されたため、作之丞を訴え出したのである。大橋左門は三年前に高利金貸しのことと訴訟を起こし、江戸払になった。

この一件について、『寛政譜』の「本多作之丞重英」の項に書かれている記事内容は小野日記より少し複雑である。その内容をつぎに記す（関係図⑥）。

寛延三年九月二十七日、さきに所縁もなき處士大橋左門某が女を金子を取て養女とし、しかのみならず左門が二男をもつて孫とし、親族の内にするして隊長に呈するのところ、隊長これを見かね、ことならざるにより、彼孫は密に左門が許にかへし、死亡せしよし偽を構へしことも、公を掠めし所行其罪かからずとて遠流に處せらる。<sup>(87)</sup>

この記事によれば、本多作之丞は大橋左門の二男を養子にする前に、左門の娘を養女にしていた。作之丞は養子として迎えた左門の二男を実の孫として親類書に記した。親類書を受け取った役人は疑問を持ち、作之丞を問い詰めた。作之丞は孫(実は養子)を密かに左門のもとに返し、孫が既に死亡したと偽りの報告をした。

「黒澤左之助某」<sup>(88)</sup>の項の記事にも、役人が親類書に疑問を持ったことで、この一件が発覚したと記されている。

本多作右衛門と黒澤左之助は作之丞が左門の娘を養女にする際に証文に連判したのみならず、作之丞が左門の二男勇三郎を孫と偽る際にも作之丞に加担していたため、二人とも追放に処せられた(表7)。

## 5、寛政年間の処罰事例

『統徳川実紀』寛政元年(二七八九)十月二日条に、旗本前嶋寅

之助(『統徳川実紀』では「前嶋寅之助」と表記されているが、同一人物である。そのため、本稿では『寛政譜』の表記「前嶋寅之助」で統一する)が処罰された一件が記録されている。

寄合天野山城守康幸もと小普請組支配たりしとき。前嶋寅之丞信吉養子に乞置し小普請宇垣貞右衛門某寅之助は。またく浪人吉田平十郎と申ものなりしを。貞右衛門弟と偽りしを搜索も遂ず。その儘に打捨置しは。支配たるものゝ所置にあるまじとて御前をとゞめらる。又もと小普請組支配水野大膳忠體(致仕して體翁)。目付中川勘三郎忠英。もと小普請組支配。同じ組頭。各勤役中おなじ事もて御前をとゞめらる。表右筆片岡九八郎信勝職を放たれ小普請に入閉戸せしむ。小普請上田萬五郎元黨逼塞せしめらる。寅之助<sup>(承)</sup>信吉。貞右衛門某共に死に處せらる。その外連及して罪科に行はれしものいと多し。<sup>(89)</sup>

主犯格の前嶋寅之助は旗本宇垣貞右衛門の弟と偽って旗本前嶋寅之丞の養子になった。

『寛政譜』に掲載されている宇垣<sup>(90)</sup>氏の家譜をみると、宇垣貞右衛門には二人の弟がいた。一番目の弟は金蔵で、二番目の弟は「寅之助」である。この「寅之助」は宇垣貞右衛門の実の弟である。前嶋寅之丞の養子となった寅之助は宇垣貞右衛門の実の弟の「寅之助」



前嶋寅之助は元長崎奉行の役人、または植柘長門守の給人ともいわれている。いずれにしても寅之助は旗本や御家人のような幕臣身分ではなかった。寅之助が旗本になるまでの経緯を箇条書きにまとめると、つぎの通りになる。

- ① 四谷台羽坂上大番与力の明き跡を買う。↓「水野定八」と名乗る。
- ② 与力をやめ、金貸し浪人になる。↓「吉田平十郎」と名乗る。
- ③ 借金の差し引きとして旗本宇垣貞右衛門の弟になる。↓「宇垣寅之助」と名乗る。
- ④ 旗本前嶋寅之丞の養子になる。↓「前嶋寅之助」と名乗る。
- ⑤ 家督相続を果たし、旗本（前嶋寅之助）になる。

『よしの冊子』によれば、寅之助は行跡不良であり、平素より金貸しや美人局などの悪事を繰り返していた。寅之助は金を取るために、与力を密夫と申し立て、金をゆすり取ったというエピソードも記録されている。これらの悪事が露顕したため、寅之助は与力をやめさせられた。浪人となった寅之助は「吉田平十郎」と名乗り、金貸しを続け、金銭をめぐる訴訟を起こした時も「吉田平十郎」と名乗り、町奉行所にも出向いたという。

寅之助に関する風聞が広がり、京都にも伝わった。京都町奉行所

の与力をつとめていた神沢杜口は著書『翁草』の中で、つぎのように記録している。

○武陽堀の内と云所に、日蓮宗の寺有り、其寺の高祖の尊像、いと貴く靈験有由にて、近年夥くはやり、寺門の繁栄、堂舎きらびやかに修造せり、余多の参詣の中に、浪人夫婦有り。いかなる宿願にや、寒暑を不避、浪人一人参る時もあり、女房独参る事も在て、信心他に異に、日参する事凡一年余なり。故に上人を始、寺内の下男迄も心易く成て、庫裏にて茶たばこ等の世話をし、道々の茶店の者迄に見知られけり。一日女房計り参けるに、雨降出て不止、迎ひの者を待ども不来、時移る内にはや暮に及ぶ、女の云、我方は道の程も遠く遙々野を隔たれば、夜陰に女一人帰らん事も致がたし、いかゞせんと難儀の体なれば、下の男彼是を話して、伴僧より上人へ其由を申て、寺に一宿させぬ。然るに翌朝早天に、彼浪人来て大に詈り、年頃信心して歩を運候アユミハヒに、斯く猥成事とは努々知らず、今思ひ当れば、某参るべしと申を、強て此女が参詣せんと乞て参りし事度々なり、諸は日頃より上人と密通して、信心に事寄せ、不儀法外の仕業有し事明白なり、此分にては某が武士立がたし、兩人共存分に可致と、大音に詈る故に、上人を始寺中の者共頗る迷惑して、色々取扱へども、更に聞入らず、其内にはやちらく〜と参詣もあ

れば、他聞を愧て、上人仏祖を誓ふて申訳をすれども、一向取  
敢ず、此上は早々公儀へ訴へ、墜落の罪を糺さんとわめく故に、  
先づ奥の一と間へ招入れ、段々挨拶に及び、金子六百兩を差出  
し、漸く穩便に事済ぬ。其者の名は、吉田平八と云り。<sup>94</sup>

これほど詳細に記録されていることは、寅之助一件はあまりにも  
影響が大きく世間に知れ渡っていたのだろう。堀之内のお寺の上人  
を落とし入れ、金をゆすり取ったこの金貸し浪人は後に旗本へと立  
身出世を遂げた。寅之助を養子にしたのは前嶋寅之丞である。寅之  
丞は天明元年（二七八一）四月五日家を継ぎ、天明七年（二七八  
七）十二月十日に致仕した。同日、養子の寅之助が前嶋家を継ぐこ  
とになった。『よしの冊子』では当時の様子をつぎのように伝えて  
いる。

或御持組與力当番之砌、御城にて前島を見懸候もの御座候て、  
今水野定八が御門をば入りましたと見受ましたが、どふした事  
だと申候へば、仲間の内にてとんだ事をいふものだ。定八ハ御  
暇が出た物をと申候所へ、又々同心参り、今定八が麻上下にて  
御玄關を上りましたと申候ニ付、餘り不審ニ存じ、同心御玄關  
へ参り供の侍ニ今登城被<sub>レ</sub>致候方ハ何ンと申御人でござると尋  
候へば、小普請前島寅之助と申す。今日家督被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候由<sub>ニ</sub>

付登城仕候と申候由。右之趣を與力へ同心相咄候へばけしから  
ぬ男だと人々肝を潰し候由。<sup>95</sup>

家督相続の日に、前嶋寅之助は麻上下の正装で登城した。ある与  
力は偶然に寅之助の姿をみかけた。クビになったはずの与力水野定  
八が何故登城したのかとその与力は不信感を抱いた。同時に、前嶋  
寅之助をみかけた同心もいた。前述したように、寅之助には同僚の  
与力から金をゆすり取ったという過去があった。与力からすれば、  
寅之助が旗本になったということにはあまりにも衝撃的な出来事であ  
った。別の日に、寅之助が蔵宿に行った時に、与力水野定八ではな  
く、旗本前嶋寅之助と名乗ったことが蔵宿の手代からも不信感を抱  
かれた。家督相続を済ました前嶋寅之助は小普請に編入された。武  
芸上覧が行われる際に、寅之助は射手として將軍の前で大的を射た。  
「金かし浪人が見分ニ出た」という風聞が広まったため、前嶋寅之  
助一件が露頭したのである。

寅之助に関する風聞が聞こえてきたため、上司の松平但馬守（小  
普請組頭）は諸支配へ相談を持ち込んだ。支配達は前嶋寅之助の悪  
事を幕府に告発すべきか否かについて、意見交換をした。その時の  
やりとりがつかぎのように伝えられている。

右ニ付風聞相廣り候て難ニ捨置、支配但馬組頭兩人共ニ相談いた

し諸支配へ懸合候所、餘りぱつと仕候事故糺し候上<sup>ニ</sup>て、無<sup>レ</sup>據<sup>レ</sup>バ上へ不<sup>ニ</sup>申上<sup>ニ</sup>バ成まいと申人も御ざ候處、筆頭酒井因幡守決して承知不<sup>レ</sup>仕、其位の事を糺すと小ブシンハ大躰潰さねバナらぬ捨置がよい。若後日<sup>ニ</sup>上から御糺しが下て、其元方が不調法に成て御役御免ならバ、人を救ふとて御役御免<sup>ニ</sup>成事故、本望ナ事じやと申候由<sup>96</sup>。

前嶋寅之助への対応をめぐって、小普請支配の間で意見が分かれた。支配組頭は老中松平定信政権が事件を摘発する前に、自分達で摘発すべきと主張した。それに対して、筆頭の酒井因幡守が反対意見を主張した。彼が反対するのに二つの理由がある。一つは、寅之助が利用した「入子」という方法は例外ではなく、旗本の中でよく知られているやり方である。したがって、寅之助を摘発すれば、ほとんどの小普請が潰れてしまうおそれがある。もう一つの理由は、寅之助一件が露頭すれば、支配達は監督不行き届きとして責任を追究され、免職となるおそれがある。この意見交換の後、松平但馬守は寅之助を呼び出し、金貸しの件について注意し、「入子」疑惑について言及しなかった。

前嶋寅之助に関する風聞が広がったため、支配の間で再び意見交換が行われた。酒井因幡守と塩入大三郎のやりとりはつぎのように記されている。

○前嶋寅之助公邊沙汰<sup>ニ</sup>相成不<sup>レ</sup>申、前ハ酒井因幡守了簡杯<sup>ニ</sup>ハ、押込隠居<sup>ニ</sup>いたし候が可<sup>レ</sup>然など、評義仕候處、五十才以下の養祖父、養父も御ざ候<sup>ニ</sup>付、五十以下の隠居三人ハ如何<sup>ニ</sup>付、是非申立可<sup>レ</sup>申と鹽入大三郎申張候由。寅之助ハ四十才計の由<sup>97</sup>。

酒井因幡守の考えでは、寅之助を押込隠居させれば、表沙汰にならなくて済むというものであるが、塩入大三郎は同じ家に五十歳以下の隠居を三人にするのが問題になると反論した。旗本前嶋家の相続関係を整理すると、

初代…政明（小左衛門）  
 二代目…豊忠（勘左衛門）【養子】  
 三代目…信門（善次郎、小左衛門）【養子】…片岡小源次信方の三男  
 四代目…信吉（寅之丞）【養子】…片岡小源次信方の四男  
 五代目…武教（寅之助）【養子】…宇垣貞右衛門（主税）の弟<sup>98</sup>

とあるように、すべて養子による継承である。二代目の豊忠の出自は不明であるが、三代目の信門と四代目の信吉は旗本片岡小源次信方の三男と四男であり、実の兄弟である。年齢をみると、隠居とな

つた養祖父信門と養父信吉は養子の武教（寅之助）と同世代である。もし寅之助が隠居すれば、一つの家に隠居が三人いるという状況になる。結局、前嶋寅之助の問題を無視できなくなった松平但馬守は寅之助を摘発したのである。

寅之助は旗本上田萬五郎の宅地を借りて住んでいた。『寛政譜』の「上田萬五郎」の項に、

寛政元年十月二日證人もなき處士吉田平十郎に、宅地のうちを貸置て金子を借うけ家事を賄はせ、しかのみならず平十郎は前嶋寅之助がことなりと風聞あるのところ、穿鑿をもとげず等閑にすてをきし條、曲事なりとて逼塞せしめられ、二年正月十三日ゆるさる。<sup>(99)</sup>

と記されている。寛政八年（一七九八）九月三日に、萬五郎の養子武八が上田家を継いだ。萬五郎はさきに藤堂平右衛門の八男七郎を養子に迎えたが、七郎は萬五郎に先立って亡くなった。この二人以外の男子に、貞之助という実子が存在した。『よしの冊子』によれば、寅之助は検校の子を上田萬五郎へ「入子」の世話をしたという。<sup>(100)</sup> 前嶋一件が表沙汰となり、幕府が取り調べを進めた。養子の世話をした牛込御徒安藤良助の養父安藤良助は前嶋一件が露顕したことを聞いて乱心した。前嶋一件が発覚したことで、旗本に成りあがる

うと計画していた小普請中島内藏助が断念したという。

一 中島内藏助と申百五十俵の小普請、先達より御役出を願、柳生主膳正小普請奉行之節ハ小普請方を願ひ、至て柳生ハ八懇意ニ參り、妻迄も柳生家來之宅迄立入候程に御ぎ候由。其後ハ御代官を願ひ丸之内をも嚴く相勤候所、先達而前島寅之助一件相初り候節より急ニ相恐れ引込居候由。右内藏助ハ元本郷邊與力ニて生れハ至極微賤成もの、由、與力を明渡し右金子を以いかゞ取捨候や御旗本ニ相成さハぎ候處、此節相恐れ引込居候よしのさた。<sup>(101)</sup>

中島内藏助は微賤の出身で、与力の株を手に入れたが、与力を売った金で旗本になろうと計画していた。金で旗本身分を手に入れようとすると素性の疑わしい者が前嶋寅之助のほかにもいたということは明かであろう。

表8はこの一件の判決をまとめたものである。

おわりに

本稿では、江戸時代前中期を中心に持参金養子の事例を取り上げ、養子縁組の成立経緯について考察し、庶民から旗本身分への移動の可能性を検討した。

江戸幕府は「親類優先」と「身分相応」という二つの原則に基づいて幕臣の養子縁組を規定していた。幕臣の養子は、幕臣の中から選ぶのが大原則であった。勿論、町人・百姓などの庶民から幕臣への養子は認められていなかった。陪臣・浪人に関しても、幕府に容認されたのは出願者の父方又従弟までの近親者のみであった。江戸初期において、幕府は陪臣・浪人から幕臣への養子について明確な方針を示さなかったが、中期には養子規定の中で明示するようになった。それは、陪臣・浪人の子を養子として出願する幕臣が増えたからである。幕府の容認範囲は、出願者の父方又従弟までにとどまった。

養子縁組における金銀の授受は幕府に禁じられていたが、多額の持参金を出して不正の養子縁組を行う者は少なくなかった。持参金養子が露顕して処罰された例は『寛政譜』に多く記録されている。持参金養子の背後に、様々な偽籍工作があった。養子を実子、実弟などと偽る、いわゆる「入子」工作がしばしば用いられた。「入子」は持参金養子の性格を持っており、幕臣との養子縁組をする上で身分を正当化する役割があった。「入子」になった者の中には、元の身分から幕臣の親類へと身分の転換を果たし、さらに、そのうえで別の幕臣の家と正式に養子縁組を結ぶ者も多かった。

持参金養子に対する幕府の対応について、「万一偽籍のことが露顕すると、相続者も被相続者も死罪であった」といわれるように、

表 8 寛政元年 (1789) 十月二日の判決一覧表

吟味者人名	同左身分	判決
前嶋寅之助	小普請組	死罪
前嶋寅之丞	前嶋寅之助の養父	死罪
前嶋小左衛門	前嶋寅之助の養祖父	籠居
前嶋寅吉	前嶋寅之助の子	遠島
宇垣貞右衛門	小普請組	死罪
宇垣金藏	宇垣貞右衛門の弟	追放
宇垣歙五郎	宇垣貞右衛門の子	遠島 (十五歳まで親族に召し預けられる)
宇垣勝五郎	宇垣貞右衛門の子	遠島 (十五歳まで親族に召し預けられる)
片岡九八郎	表祐筆	小普請に貶して閉門
片岡市太郎	前嶋寅之丞の親族	閉門
上田萬五郎	小普請	逼塞

備考：『寛政重修諸家譜』第四巻、141頁、「上田萬五郎」の項。『寛政重修諸家譜』第二十巻、122頁、「前嶋小左衛門」「前嶋寅之丞」「前嶋寅之助」「前嶋寅吉」の項。『寛政重修諸家譜』第二十一巻、275頁、「片岡九八郎」の項。同前、277頁、「片岡市太郎」の項。『寛政重修諸家譜』第二十二巻、404頁、「宇垣貞右衛門」「宇垣金藏」「宇垣歙五郎」「宇垣勝五郎」の項。

非常に厳しいものであるというのが通説である。しかし、必ずしもそうとは言えない。不正養子を迎えた幕臣に対する処罰は、江戸時代前期において遠島が一般的であったが、享保年間に境に、死罪という厳しい判決へと変わった。すなわち、享保年間の前後で幕府による持参金養子への取り締まりが強化されたことを意味している。それは、不正養子をごまかす手法が以前より巧みになったこと、すなわち犯罪性が高まったことが原因であろう。

持参金養子の背景には、養子を出す側と養子を迎える側との間の借金などの金銭的な関わりが存在する。不正養子が行われ始めた初期においては、家を存続させるという家相統の意識が高かったが、次第にその目的が家を存続させるためから金銭を得るということに転換した。それにともない、さまざまな偽籍工作が行われるようになった。養子縁組の交渉に当たり、親族のほかに、町人や医師や幕臣の隠居など様々な身分・階層の人々が関わっていた。

目に余るほどの不正行為に対して、幕府が厳格に対処せざるを得なくなったことが、厳罰化させたと考えられる。

処罰事例の多くは、持参金養子をめぐる金銭トラブルによって発覚したものである。金銭トラブルがなく、露顕しなかった事例の存在を推測すると、不正に行われた養子縁組はけっして数少ない特殊な事例とは言い難い。

#### 注

- (1) 中根千枝『家族の構造』東京大学出版会、一九七〇年、一〇一頁。
- (2) 同右『家族の構造』、一二一～一二三頁。
- (3) 磯田道史「藩士社会の養子と階層移動―長門国清末藩の分析」、『日本研究』第十九集、角川学芸出版、一九九九年、二二二～二二二頁。
- (4) 同右「藩士社会の養子と階層移動―長門国清末藩の分析」、二三四頁、二三七頁。
- (5) 馬場憲一「八王子千人同心の世襲と在村分布」、村上直(編)『八王子千人同心史料』雄山閣、一九七五年、六三～八〇頁。馬場憲一「江戸幕府御家人株売買の実態について」、日本古文書学会(編)『古文書研究』第三十六号、一九九二年、三三～四五頁。
- (6) 樋口豊治「八王子千人同心株の売買について」、『多摩のあゆみ』第十四号、一九七九年、四七～五二頁。
- (7) 吉岡孝「八王子千人同心」同成社、二〇〇二年、二三～四八頁。
- (8) 新見吉治『下級士族の研究』日本学術振興会、一九五三年、一四五～一五二頁。
- (9) 松尾美恵子「近世武家の婚姻・養子と持参金―大名榊原氏の事例―」、学習院大学史学会(編)『学習院史学』第十六号、一九八〇年、四九頁。
- (10) 高柳金芳『江戸時代御家人の生活』雄山閣出版、一九六六年、七一頁。
- (11) 小川恭一「武士身分売買―御家人株」日本風俗史学会(編)

- 『史料が語る江戸期の社会実相一〇〇話』つくばね舎、一九九八年、一六四頁。
- (12) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』成文堂、一九七〇年、『基礎法学叢書1』、一四〇頁。
- (13) 中田薫『徳川時代の養子法』、中田薫『法制史論集』第一巻、岩波書店、一九二六年、三八六〜三八七頁。
- (14) 大竹秀男『武士相続に関する藩法資料——宇和島藩——』、『神戶法学雑誌』第八巻二号、二六五〜二六六頁。
- (15) 鎌田浩『武士社会の養子——幕藩比較養子法——』、大竹秀男・竹田且・長谷川善計(編)・比較家族史学会(監修)『擬制された親子——養子——三省堂、一九八八年、八二頁。
- (16) 高柳真三・石井良助(編)『御触書寛保集成』岩波書店、一九七六年、「御條目之部」九号、一三頁。
- (17) 同右『御触書寛保集成』「養子跡目縁組等之部」九七二号、五二三頁。「養子跡目之儀、當年迄無相違被 仰付之、自今以後は、養父累年無恙御奉公相勤、其上養子之先祖等有御吟味可被 仰付之、無筋目養子等於有之ハ、向後養子跡職相續被 仰付間敷儀也、若又養父日來於不抽御奉公は、養子跡職一圓ニは被下間敷出被 仰出之」
- (18) 同右『御触書寛保集成』「御條目之部」十一号、一七頁。
- (19) 前掲『幕藩体制における武士家族法』、一四〇頁。
- (20) 前掲『徳川時代の養子法』、三八四頁。注(九)を参照。「弟甥従弟迄は所謂親類で、又甥又従弟迄は遠類に属するもの、入贅及び娘方之孫姉妹之子(女系血族)は異姓外族である、此の如く養子の場合の同姓は元来男系血族を意味したものである」
- (21) 前掲『幕藩体制における武士家族法』、一四〇〜一四一頁。
- (22) 服藤弘司『相続法の特質』創文社、一九八二年、三三〇頁。
- (23) 石井良助(編)『近世法制史料叢書 訂正版』第二巻、創文社、一九五九年、「御當家令條」巻一、九頁。
- (24) 法制史学会(編)、石井良助(校訂)『徳川禁令考』前集第四巻、創文社、一九五九年、「旗本家人令條」二二六五号、二五一頁。
- (25) 前掲『相続法の特質』、三三〇〜三三一頁。
- (26) 前掲『御触書寛保集成』「武家諸法度之部」七号、一一頁。
- (27) 同右『御触書寛保集成』「養子跡目縁組等之部」九七八号、五二四頁。
- (28) 前掲『徳川禁令考』前集第四巻、「旗本家人令條」二二七六号「同姓を差置他人を養子ニ致候時之事」、二五四頁。
- (29) 前掲『徳川時代の養子法』、三八四頁。
- (30) 前掲『幕藩体制における武士家族法』、一四一頁。
- (31) 前掲『相続法の特質』、三三三頁。
- (32) 前掲『御触書寛保集成』「養子跡目縁組等之部」九九三号、五二八〜五二九頁。
- (33) 同右『御触書寛保集成』「養子跡目縁組等之部」九九九号、五三〇頁。
- (34) 同右『御触書寛保集成』「養子跡目縁組等之部」一〇〇一号、五三一頁。
- (35) 同右『御触書寛保集成』「養子跡目縁組等之部」一〇〇五号、五三二頁。
- (36) 同右『御触書寛保集成』「養子跡目縁組等之部」一〇〇六号、

五三二頁。

(37) 高柳真三・石井良助(編)『御触書宝曆集成』岩波書店、一九七六年、「養子跡目縁組等之部」八〇六号、二六六～二六七頁。

(38) 前掲『徳川禁令考』前集第四卷、「旗本家人令條」二二九二号、二五八頁。

(39) 前掲『幕藩体制における武士家族法』、一三九頁。

(40) 前掲『御触書宝曆集成』「養子跡目縁組等之部」八〇八号、二六七頁。

(41) 高柳真三・石井良助(編)『御触書天保集成』(下)、岩波書店、一九七七年、五四六二号、四一三頁。

(42) 前掲『徳川禁令考』「旗本家人令條」二三二六号、二六七頁。

(43) 大森映子『お家相続―大名家の苦闘』角川書店、二〇〇四年。

(44) 「徳川実紀」第四篇、黒板勝美、国史大系編修会(編)、新訂増補『国史大系』四十一、「敵有院殿御実紀」、吉川弘文館、一九七六年、五八九頁。

(45) 高柳光寿、岡山泰四、齋木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第八卷、統群書類従完成会、一九八四年、第五刷、二二二頁、「梶川左門」の項。

(46) 高柳光寿、岡山泰四、齋木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第十八卷、統群書類従完成会、一九八五年、第五刷、一二八頁。「神保弥三郎」の項。

(47) 「徳川実紀」第六篇、黒板勝美、国史大系編修会(編)、新訂増補『国史大系』四十三、「常憲院殿御実紀」、吉川弘文館、一九七六年、四三〇頁。

(48) 高柳光寿、岡山泰四、齋木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、統群書類従完成会、一九八八年、第五刷、三六六頁、「高木六兵衛」の項。

(49) 「楓林腐草」三田村鳶魚(編)『未刊隨筆百種』第七卷、中央公論社、一九七七年、三九二頁。

(50) 同右「楓林腐草」、四一三～四一五頁。

(51) 高柳光寿、岡山泰四、齋木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十一卷、統群書類従完成会、一九八八年、第五刷、二六六頁。「安藤儀兵衛」の項。

(52) 「徳川実紀」第八篇、黒板勝美、国史大系編修会(編)、新訂増補『国史大系』四十五、「有徳院殿御実紀」、吉川弘文館、一九七六年、六六八頁。

(53) 高柳光寿、岡山泰四、齋木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十卷、統群書類従完成会、一九八八年、第五刷、二五七～二五八頁、「金子源五郎」「金子安五郎」の項。

(54) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第十八卷、三七〇頁、「小野直賢」の項。

(55) 同右新訂増補『寛政重修諸家譜』第十八卷、三七〇頁、「小野直泰」の項。

(56) 小野直方(著)・山田忠雄(解題)『影印 官府御沙汰略記』第一卷、文献出版、一九九二年、五～六頁。

(57) 「徳川実紀」第九篇、黒板勝美、国史大系編修会(編)、新訂増補『国史大系』四十六、「有徳院殿御実紀」、吉川弘文館、一九七六年、一一二～一一三頁。

- (58) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、七七頁、「漆原平右衛門」の項。
- (59) 同右新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、三九一頁、「岸井純菴」の項。
- (60) 同右新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、七七頁、「漆原貞次郎」の項。
- (61) 同右新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、三六一頁、「鈴木運八郎」の項。
- (62) 前掲新訂増補『国史大系』四十六、「惇信院殿御実紀」、四七〇頁。
- (63) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第十八卷、一九五頁、「小俣平右衛門某」の項。
- (64) 小野直方(著)・山田忠雄(解題)『影印 官府御沙汰略記』第二卷、文献出版、一九九二年、一二〇頁、寛延元年七月二十八日条。
- (65) 同右『影印 官府御沙汰略記』第二卷、二二九頁、寛延元年八月二十日条。
- (66) 同右『影印 官府御沙汰略記』第二卷、一三一頁、寛延元年八月二十六日条。
- (67) 同右『影印 官府御沙汰略記』第二卷、一四四頁、寛延元年九月二十五日条。
- (68) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、四二八頁、「粕谷金大夫」の項。
- (69) 前掲新訂増補『国史大系』四十六、「惇信院殿御実紀」、四九〇頁。
- (70) 前掲『影印 官府御沙汰略記』第二卷、二六八頁、寛延二年四月十一日。
- (71) 高柳光寿、岡山泰四、斎木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第十九卷、統群書類従完成会、一九八八年、第五刷、二三一頁、「牛田磯陳」の項。
- (72) 前掲新訂増補『国史大系』四十六、「惇信院殿御実紀」、四九四頁。
- (73) 前掲『影印 官府御沙汰略記』第二卷、二七一頁、寛延二年四月十六日条。
- (74) 同右『影印 官府御沙汰略記』第二卷、二七七頁、寛延二年五月一日条。
- (75) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第十九卷、四〇二頁、「大塚彦六」の項。
- (76) 高柳光寿、岡山泰四、斎木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第六卷、統群書類従完成会、一九八四年、第五刷、一三三頁、「小嶋伝次郎」「小嶋弥三郎」「小嶋源左衛門」の項。
- (77) 高柳光寿、岡山泰四、斎木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第七卷、統群書類従完成会、一九八四年、第五刷、一〇〇頁、「森川求馬」の項。
- (78) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、三八三頁、「小宮山佐太郎」の項。
- (79) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第六卷、一三三頁、「小嶋長十郎」の項。
- (80) 前掲新訂増補『国史大系』四十六、「惇信院殿御実紀」、五二二

頁。

- (81) 高柳光寿、岡山泰四、齋木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第十卷、統群書類従完成会、一九八四年、第五刷、二四頁、「山中新次郎」の項。
- (82) 前掲『影印 官府御沙汰略記』第二卷、三八四頁、寛延二年十一月十日条。
- (83) 同右『影印 官府御沙汰略記』第二卷、三八五頁、寛延二年十一月十二日条。原文割注の部分は(ハ)で囲む。
- (84) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、三七五頁。
- (85) 前掲新訂増補『国史大系』四十六、「惇信院殿御実紀」、五二二頁。
- (86) 小野直方(著)・山田忠雄(解題)『影印 官府御沙汰略記』第三卷、文献出版、一九九二年、一一一頁、寛延三年七月二十五日条。
- (87) 高柳光寿、岡山泰四、齋木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第十一卷、統群書類従完成会、一九八四年、第五刷、二七二〜二七三頁、「本多作之丞」の項。
- (88) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第十卷、三四四頁、「黒澤李之助」の項。
- (89) 「統徳川実紀」第一篇、黒板勝美、国史大系編修会(編)、新訂増補『国史大系』四十八、「文恭院殿御実紀」、吉川弘文館、一九七六年、一〇七頁。
- (90) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十二卷、四〇四頁。
- (91) 「よしの冊子」(上)、森銃三ほか(編)『随筆百花苑』第八卷、中央公論社、一九八〇年、三九七頁。
- (92) 同右「よしの冊子」(上)、三九九頁。
- (93) 同右「よしの冊子」(上)、四〇二頁。
- (94) 神沢杜口「翁草」、日本随筆大成編輯部(編)『日本随筆大成』第三期、第二十三卷、吉川弘文館、一九七八年、四二一〜四二二頁。
- (95) 前掲「よしの冊子」(上)、三九九頁。
- (96) 同右「よしの冊子」(上)、三九八頁。
- (97) 同右「よしの冊子」(上)、四〇二頁。
- (98) 前掲新訂増補『寛政重修諸家譜』第二十卷、一二一〜一二三頁、第二十二卷、四〇四頁。
- (99) 高柳光寿、岡山泰四、齋木一馬(編集顧問)新訂増補『寛政重修諸家譜』第四卷、統群書類従完成会、一九八四年、第五刷、一四一頁、「上田萬五郎」の項。
- (100) 前掲「よしの冊子」(上)、三九八頁。
- (101) 同右「よしの冊子」(上)、四七五頁。
- (102) 高柳金芳『江戸時代御家人の生活』雄山閣出版、一九六六年、七十二頁。